

令和3年12月 1日開会

令和3年12月17日閉会

令和3年第4回(12月)定例会

川根本町議会

令和3年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第44号の上程、説明	8
○議案第45号の上程、説明	9
○議案第46号～議案第51号の上程、説明	9
○議案第52号の上程、説明	10
○議案第53号の上程、説明	11
○議案第54号の上程、説明	12
○議案第55号の上程、説明	12
○散 会	13

第 2 号（12月9日）

○開 議	17
○議事日程の報告	17
○諸般の報告	17
○議案第44号の質疑、討論、採決	17
○議案第45号の質疑、討論、採決	19
○議案第46号の質疑、討論、採決	21
○議案第47号の質疑、討論、採決	22
○議案第48号の質疑、討論、採決	23
○議案第49号の質疑、討論、採決	24
○議案第50号の質疑、討論、採決	25
○議案第51号の質疑、討論、採決	26

○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	3 0
○日程の追加	3 1
○議案第 5 6 号の上程、説明	3 2
○議案第 5 7 号の上程、説明	3 2
○散 会	3 3

第 3 号 (12月17日)

○開 議	3 7
○議事日程の報告	3 7
○諸般の報告	3 7
○一般質問	3 7
藤 田 至 君	3 7
大 竹 勝 子 君	4 1
澤 西 省 司 君	4 9
石 山 貴美夫 君	6 1
中 澤 莊 也 君	7 6
○議案第 4 3 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	8 9
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	9 4
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	9 6
○発議第 3 号の上程、採決	9 7
○委員の選任	9 8
○諸般の報告	9 8
○日程の追加	9 9
○同意第 6 号の上程、説明	9 9
○議案第 5 8 号の上程、説明	1 0 0
○同意第 6 号の質疑、採決	1 0 0
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	1 0 1
○閉 会	1 0 2

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	澤西	省司	君
5番	石山	貴美夫	君
6番	大竹	勝子	君
7番	野口	直次	君
8番	中野	暉	君
9番	中澤	莊也	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中原	緑	君
12番	杉山	広充	君

不応招議員（なし）

令和3年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年12月1日(水)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第43号 川根本町環境基本条例の制定について
- 日程第 4 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第45号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 7 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 8 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町福祉センター)
- 日程第 9 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第10 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町観光振興センター)
- 日程第11 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
(寸又峡温泉野天風呂)
- 日程第12 議案第52号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第55号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	教 育 長	山下 斉 君
総務課長	野崎 郁徳 君	企 画 課 長	大村 妃佐良 君
情報政策課長	山田 貴之 君	税務住民課長	坂下 誠 君
くらし環境課長	梶山 正幸 君	健康福祉課長	鈴木 浩之 君
高齢者福祉課長	海老名 重徳 君	農 林 課 長	北原 徳博 君
建設課長	風間 一章 君	総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君
教育総務課長	森下 育昭 君	社会教育課長	平松 敏浩 君
会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書 記	鈴木 洋子
--------	-------	-----	-------

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
11月26日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、議案13件が町長から提出されております。
また、11月19日、22日には議会広報委員会が開催され、主に今後の議会だより発行に関する協議を行っていただきました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 改めまして、おはようございます。
12月定例会第4回の定例会ということで、議員の皆様にはお集まりをいただき、ありがと

うございます。

最近では、やはりコロナが変わってオミクロンというまた細菌が国外で騒がれておりますが、日本でも1例見つかったということで、国内の水際対策、これから万全を期していただきたい。

また、私どもも町民の皆さんの生命守っていかなきゃなりません。2月下旬からコロナ3回目のワクチンを打つということで、また、ここも皆さん協力の下、また私も11月22日、全協を終わりにして、町の診療所の先生、いやしの里の先生すべて、お願いとお礼と回ってまいりました。皆さん、快くまた引き受けていただき、また、いやしの里の先生に関してもいろんなことを皆さんも聞いておると思うんですが、また1年、今年、来年、先生に勤めていただけるということで、私も先週ですか、県立総合病院のほうへ院長さんはじめ、副理事長さん、事務局の方とお会いして、よろしくお願ひしますということで御挨拶をさせていただきました。

いずれにしても、このコロナから始まった今年の体制に対して今年も同じような、また来年も同じような体制の中で町民の皆さんの生命を守りながら、また務めていかなければならないということ、皆さんの自覚の中でしていただきたいと思ひます。

本日は定例会最初ということで13議案ございますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、石山貴美夫君、6番、大竹勝子君を指名いたします。



◎日程第2 会期決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの17日間に決定いたしました。



◎日程第3 議案第43号 川根本町環境基本条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 提案理由前に、少し話すことを忘れてしまいました。

副町長、今、昨日で退任されまして、8年間の長きにわたり御苦労されたことに職員、私もお礼を申し上げます。冒頭、すみません。

それでは、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定について、提案理由を説明いたします。

当町は豊かな環境に恵まれています。一方で、様々な環境問題も発生してきております。

今後、心配される様々な環境問題に効果的に対応していくために、町全体として方向性を示し、計画的に進めていくため、本条例を制定するものであります。

本条例は、川根本町における環境の保全及び創造についての基本理念を定め、町・町民の皆さん及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、町の自然的及び社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の町民の皆さんの健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としたものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

大竹議員。

○6番（大竹勝子君） この条例は、国としては、いつ出されたものなんですか、定めるようにされたのは、いつ。

島田市は平成17年にもう条例ができていたようなんですけども、大分後になって出てきているものですから、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（杉山広充君） 梶山くらし環境課長。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 近隣市町におきましては、やはり、今、大竹議員言われましたように、大きな市におきましては17年、18年に大体制定されたところが多いかと思いま

す。

当町におきましては、今までそれが制定されていなかったということで、やはり、今の環境問題、地球温暖化もそうなんですけど、今後いろんな問題がありますので、そういうものに対して基本となる条例を制定すべきところがあったものですから、そこが遅れていた部分がありましたので、今回上程のほうをさせていただいたところであります。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。
（何事か言う者あり）

○議長（杉山広充君） いいですか。

では、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、第1常任委員会に付託することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第4 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、令和3年4月1日から新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本年9月議会において、川根本町過疎地域持続的発展計画を承認いただきました。

今回の改正は、過疎法において規定されている地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の変更に伴い、町税条例との整合性を図るため改正を行うものであります。

主な改正内容は、過疎法に基づく固定資産税の特例制度の対象となる業種が変更となったことによる改正であります。

今回、対象事業として情報サービス産業等が追加され、対象事業が製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売または旅館業となりました。

また、関連省令において、取得価額の合計額の上限の変更等がされております。

以上、よろしく御審議いただき、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 5 議案第 4 5 号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

○議長（杉山広充君） 日程第 5、議案第 45 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第 45 号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について説明いたします。

令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度が見直されることに伴い、健康保険法施行令等の
一部を改正する政令が令和 3 年 8 月 4 日に公布され、これに伴い国民健康保険法と町の国民
健康保険条例の整合性を図る必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、出産育児一時金の支給額の基となっている産科医療補償制度の掛金が今
回の制度見直しにより引き下げられ、これに伴い出産育児一時金の支給額が減額となってし
まうことを回避するため、本条例で定める出産育児一時金の支給額を改正し、現行の出産育
児一時金支給総額と同額を維持するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 6 議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町高齢者デイサービスセンター)

◎日程第 7 議案第 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町瀬平高齢者デイサービスセ
ンター)

◎日程第 8 議案第 4 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町福祉センター)

◎日程第 9 議案第 4 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町障害福祉サービスセンター)

◎日程第 10 議案第 5 0 号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町観光振興センター)

◎日程第 1 1 議案第 5 1 号 公の施設の指定管理者の指定について

(寸又峡温泉野天風呂)

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町高齢者デイサービスセンター)から日程第11、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について(寸又峡温泉野天風呂)までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第46号から第51号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定に関する議案でありますから、一括でその概要について御説明をいたします。

今回、御審議いただく全ての施設の指定管理者は、現在それぞれの施設において指定管理事業者と指定されておりますが、その指定期間が本年度末をもって満了になることに伴い、引き続き同事業者として指定したいものであります。

それでは、議案9ページを御覧ください。

川根本町高齢者デイサービスセンター及び川根本町福祉センター、川根本町障害福祉サービスセンターにつきましては、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会会長小澤敦夫氏より、川根本町瀬平高齢者デイサービスセンターは、株式会社くぼた代表取締役久保田裕氏より奥大井自然休養村管理センターは、川根本町まちづくり観光協会会長前田孝一氏より、寸又峡温泉野天風呂は、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合代表理事望月孝之氏より、それぞれ指定管理者指定申請書の提出がありました。11月24日に川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、それぞれの施設における指定管理者として選定をいたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年川根本町条例第159号)第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 5 2 号 令和3年度川根本町一般会計補正予算

(第5号)

○議長(杉山広充君) 日程第12、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

7,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,440万円としたいものです。

第2表の債務負担行為補正につきましては、既に契約済みで、納期を年度末に予定しておりました第2次総合計画後期基本計画策定業務について、コロナ禍という社会情勢の急激な変化を受け、前期基本計画の検証・見直しに不測の日数を要したことにより、納期を令和4年7月末としたいものであります。

今回の補正は、国の事業に基づく第3回目の新型コロナワクチン接種事業経費や子育て世帯への臨時特別給付事業経費のほか、財政調整基金運用益の積立て、総務省から急遽、年度内執行を求められた公共施設総合管理計画の見直し業務費用の追加等のほか、厚生労働省管轄の国庫補助事業の事業精算に伴う返還金の計上、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正による人件費の更正となっております。

また、普通交付税交付額確定により、一般財源の確保ができたことによる基金取崩しの減額といった財源更正が含まれております。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 野崎課長。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ございません。ただいま町長、提案理由の説明の中で「第2表債務負担行為補正」につきましてというふうに御説明いただきましたが、「第2表繰越明許費」についてでございます。すみません。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額は変わらず、歳入の財源更正のみとなっております。その内容は、今年度の国保税率改正を行ったことに伴い、保険基盤安定繰入金が増加となったことを受け、同繰入金を増額補正するとともに、同額を保険税から減額するものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,624万円としたいものです。

今回の補正は、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正によるものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第55号 令和3年度川根本町水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,686万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と4月1日付人事異動による職員人件費の差異修正によるものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで野崎総務課長より発言を許します。野崎総務課長。

- 総務課長（野崎郁徳君） 先ほど公の施設の指定管理の提案理由を町長が述べました際に、議案第50号の説明、川根本町観光振興センターの説明でございますが、町長説明の中で「奥大井自然休養村管理センター」というふうに申しました。申し訳ございません。「川根本町観光振興センター」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。



◎散 会

- 議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は12月9日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前 9時29分

令和3年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年12月9日(木) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第45号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 4 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 5 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)
- 日程第 6 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第 7 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町観光振興センター)
- 日程第 8 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について(寸又峡温泉野天風呂)
- 日程第 9 議案第52号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第55号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第1 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也君	2番	中野 浩和君
3番	藤田 至君	4番	澤西 省司君
5番	石山 貴美夫君	6番	大竹 勝子君
7番	野口 直次君	8番	中野 暉君
9番	中澤 莊也君	10番	中田 隆幸君
11番	中原 緑君	12番	杉山 広充君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田 靖邦君	教育長	山下 斉君
総務課長	野崎 郁徳君	企画課長	大村 妃佐良君
情報政策課長	山田 貴之君	税務住民課長	坂下 誠君
くらし環境課長	梶山 正幸君	健康福祉課長	鈴木 浩之君
高齢者福祉課長	海老名 重徳君	農林課長	北原 徳博君
建設課長	風間 一章君	総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文君
教育総務課長	森下 育昭君	社会教育課長	平松 敏浩君
会計管理者兼 会計課長	藪下 和英君		

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書記	鈴木 洋子
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月1日本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

3日には第1常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。

また、監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第44号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

- 議長（杉山広充君） 日程第1、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。大竹勝子議員。

- 6番（大竹勝子君） 6ページですけれども、対象になるのはどんな業種、企業かを具体的に教えてください。

それから、この改正条項の対象となり得る業種、企業がほかにあるとすれば、その例を示してもらいたいと思います。

それから、免除措置による町としての減収額をどの程度と見積もっているのか、知らせてください。

それから、免税する期間はいつまでなのか、無期限か、その辺も教えてください。

対象となる業種、企業への優遇及び町財政の減収に見合う町財政、地域経済、町民生活等へのメリットはあるのか。具体的に示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから、今御質問のあった、1点目、2点目、5点目について回答させていただきます。

まず、1点目と2点目、対象になるのはどんな業種、企業か、2点目、この改正事項の対象となり得る業種、企業、ほかにあるとすれば、その例を示されたいという点でございますけれども、全協の際にも説明させていただきましたので、改めて説明をさせていただきます。

対象となる業種につきましては、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。今回、改正事項の対象となり得る業種というのは、改めて追加で情報サービス業が追加されているところでございます。分かりにくいところで、個別であるとのことですので、情報産業を改めて追加されるものについては、C B B S、ゾーホージャパンが対象になるのではないかと思います。

また、5番目の、対象となる業種、企業への優遇及び町財政の減収に伴う町財政、地域経済、町民生活へのメリットはあるのかということでございます。これにつきましては、まず、税制上の優遇につきましては、固定資産税の減免ということでございます。町の財政に及ぼす影響ということで、当然減免されれば、固定資産税が入らないわけですがけれども、その分75%分は交付税で補填していただけないような制度になっております。メリットとしましては、やはりこういう制度でございますので、既存の企業であれば、増設、生産の向上によって雇用が増大されるか、または進出される企業ですと、新たな雇用が創出されるのではないかと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） それでは、私のほうからですがけれども、3つ目に御質問のあった、免除措置による町としての減収額をどの程度見積もっているかということと、免税する期間はいつまでか、無期限かという御質問に対してですがけれども、まず、減収額をどの程度見積もっているかということですがけれども、今回のものは新たに申請がされ、その課税標準額で計算されるため、現時点では当然想定ができません。申請ごと、申請後の算定となりますけれども、今、企画課長が話されたように、減免された固定資産税の75%は交付税とし

て措置がされますので、町としての減収は25%程度と見積もっております。

それから、免税する期間ですけれども、これは税条例21条の1項に記載のとおり、3年間というふうにありますので、免除期間は3年間になります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 以上、答弁がありましたけれども、ほかに質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 免除する期間が3年ということですが、それ以降は普通に入ってくるということですか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 免税というのは3年間ですので、4年目からは通常のものが入ってくるということになります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） 以上です。分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第45号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 補償保険料減額の原因と要因は何でしょうか。今後の見通しも教えてください。

それから、補償保険料が引き上げられたりした場合にはどう対処するのか。

3番目に、実質的な給付額の増額と考えられるが、今後一層充実される見通しはあるのか。町独自の上乘せを図る考えはあるのか。できないとすれば何が、制度面の障害があるのか。特段の子育て支援策が求められているはずではないでしょうか。教えてください。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 3点ほど御質問があったと思います。

まず1点目、補償保険料減額の原因、要因と今後の見通しということですが、原因と要因につきましては、医療の進歩による対象児童の減少によって保険料が安くなる、よって、掛金が安くなるということです。

今後の見通しですが、そういう対象児童が減少すれば、保険料は減額される見通しになっていくと思います。

2番目、補償保険料が引き上げられたりした場合はどうかという質問ですが、掛金分の改正がされると思われます。そうしたら、その改正に伴って町の条例、規則も改正されていきます。

3つ目の御質問、今後一層充実の見通しはあるかと、上乘せの考えはあるかということですが、今後の見通しなんですけれども、この出産育児一時金というのは、かなり改正され、上がってきておりますので、今後も出産にかかる費用に対しては、弾力的な改正がされることが想定されます。

それから、町独自の上乘せについてですが、出産育児一時金というのは出産費用の助成であり、この金額というのは公的病院における正常分娩の平均的な金額に近いものとなっております。そうしたことから、この出産育児一時金について、現時点では担当課として上乘せする考えはございません。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） 以上です。分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 議案の9ページからですけれども、社協の財産が年々減少していますけれども、実質的には赤字となっていると考えられますけれども、町民にとってなくてはならない重要な存在だと思いますけれども、持続的、安定的な運営が続けられるためには、町としてどう対処する考えがありますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 議案第46号関係でありますけれども、高齢者デイサービスセンターであります。社会福祉協議会の運営という質疑でありますので、健康福祉課より回答をいたします。

行政と社会福祉協議会は、福祉の両輪と言われる、同時に、社協については、社会福祉法第190条に規定される、地域社会にとって大変重要な団体ということでございます。その運営費ですけれども、会費、町からの補助金、県の社協や町からの委託費、自主事業の収入、こういったもので賄われているということございまして、町社協の決算の推移によれば、前年度の繰越金は毎年度減少傾向にあるということございまして、さらに、令和3年度の同団体の予算書を見れば、積立金の一部を充当して運営経費に回しているという実態も考えます。

社協は、行政とは別組織であります。しかしながら、大竹議員もおっしゃられたように、地域にとって重要な団体、それは法的にも認められているということございまして、町としても、今でも継続的な協議、あるいは補助金交付、こういったもので支援をしております。

す。

まずもって、同団体が今後継続的に事業を実施していくための対応策を講じた上で、それでも不足するものがあれば、財源を考える。あるいは町、社協が連携して取り組むべき重要な課題、そうしたものに新しく取り組むという費用、あるいは体制、そういったことが整えば、様々な面から支援を検討していけるといふふうに考えております。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 全員起立です。

したがって、議案第46号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者サービスセンター)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町福祉センター)

○議長(杉山広充君) 日程第5、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センター)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町福祉センタ

一) は、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町障害福祉サービスセンター)

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) みどりの丘、えまつの在り方について伺います。現状の延長線上では、本来目指されるべきとされている、普通に生活できるということは難しいと考えられますが、町としては両施設のあるべき姿をどのようなものと考えているのでしょうか。来年度以降、3年間、また運営を担うわけですけれども、社協の側はどのような構想なりを持っているかをまた知らせてください。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 町としましては、現在、唯一の障害福祉サービスの拠点であるということでございます。そういう形で川根本町障害福祉サービスセンターを設置、運営をしております。

その中で、就労継続支援B型事業というのをツールに、障害のある方の自立した日常生活、あるいは社会生活を営むことができるよう支援をしていくということでございます。これが施設のあるべき姿ということになっています。

社協の将来構想、この指定管理を受けるに当たってという御質問だと思いますけれども、就労継続支援施設としての仕事、利用者が行う仕事の安定確保、受注請負、そういったものの安定的な確保、それから労働能力の向上と職場としての作業のしやすさ、そういった工夫、就労支援を通して日常生活、社会生活支援、そうしたものを継続して対応していくという方法であるというふうに承知をしております。

○議長(杉山広充君) 6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 就労者が1か月に頂いているお金というのが1万2,000円くらいだと聞いているんですけども、その辺で普通の生活ができるというふうに考えているわけですか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 利用者の方はほかにも収入がありまして、御家族もいらっしゃる場合もございますし、あるいは障害者年金を受給している場合もあるということでありまして、この施設で就労したことのみの収入で生活をしているというわけではないということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） いいです。

（何事か言う者あり）

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町観光振興センター）

○議長（杉山広充君） 日程第7、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 観光振興センターについては、真に町・地域の観光振興の拠点として、また、訪れる方々にとって頼りになる情報源、また、支援施設としての役割を果たすためにどのような運営が望ましいと考えていますか。観光協会側から、この点について今後の方針、もしくは考え方を示されているのか、お聞きします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） まず、観光振興センターについての運営ですけども、この施設におきましては、千頭駅前、奥大井の玄関口ということもありまして、観光振興の拠点として町は考えております。そのような中で、指定管理者であり総合的な案内ができる観光協会が中心となって、同施設の目的である観光振興や産業振興及び交流促進を図りながら、地

域経済の発展に資する事業を推進していくことが必要だと考えております。

また、観光協会の今後の方針、考え方でございますが、観光協会におきましては、利用団体や観光事業者とも情報を共有しながら、社会情勢に沿った情報発信の強化や、近年、ガイドつき体験ツアーなど、希望する来訪者も増えている状況でございます。そのような中で、ツアーデスク、また、アクティビティードスク的な役割も今後担っていきながら、この施設をそのような来訪者の発着点として利用していくような形でいければというようなことで考えている状況でございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいですか。

○6番（大竹勝子君） はい。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について

（寸又峡温泉野天風呂）

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 寸又峡温泉野天風呂について、町としてどのように利用を促進する対

策を考えているのか、それとも地区に任せきりなのか、地元組合側からの何か構想なり要望
なりは示されていないのか、教えてください。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 寸又峡温泉野天風呂の利用促進についての考えですけれども、
野天風呂の利用促進につきましては、指定管理者である寸又峡美女づくりの湯観光事業協同
組合、それから町観光協会におきましても、今まで様々な取組は実施している状況でござい
ます。

今年度におきましても、組合におきましては、町の補助事業ではありませんけれども、別
の補助事業を活用しながら、紅葉シーズンにはこのような温泉地をゆっくりくつろげるよう
なガイドを作成して配布等もしております。

それから、観光協会におきましても11月20日から、閑散期であります2月いっぱいですけ
れども、協会のホームページ、また、チラシ等で配布はしてありますけれども、このような
奥大井ゆめぐりチケット、このようなものを、寸又峡におきましては露天風呂、それから旅
館でも日帰り者が入れるような、このようなチケットも今実施をしております。そのような
中で、決して組合のみではなく、町観光協会も一体となって取り組んでいるということす
ので、その点については御理解をいただきたいと思えます。

それから、組合からの要望でございますが、特に構想的な要望はございませんが、今後、
指定管理者として運営していく中で、経営面、サービス面の向上について、相談はあるか
と思えます。そのような中で、町としてもそのような協議の場は設けていきたいと考えており
ます。

以上です。

○6番（大竹勝子君） 分かりました。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を
採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第52号 令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子議員。

○6番（大竹勝子君） 税務総務費、22節の細節4で、過誤納還付金が320万円ですけれども、それは中電の分社化によって法人税割がなくなったということで、予定納税分を還付することで説明があったんですけれども、中電の法人税は今後も全然見込めないということですか。お聞きします。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） この過誤納還付金ということですが、今おっしゃったように法人税割なんですけれども、この法人税割というのは当然収益に左右されますので、ここの企業がどうのこうのというよりも、法人税をもらうためには、その企業が収益を上げない限り、うちのほうは見込めませんので、今後も見込めないのかといった質問に対しては、収益が上がらない限り見込めないという回答にさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。

○6番（大竹勝子君） いいです。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第53号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(杉山広充君) 日程第10、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子議員。

○6番(大竹勝子君) 保険基盤安定繰入金が増額されているのは、所得の低い方の加入者が増加しているということではないでしょうか。町として独自の軽減措置を上乗せする、もしくは生活支援措置を講じる考えはありませんか。伺います。

○議長(杉山広充君) 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長(坂下 誠君) まず、確認していただきたいことなんですけれども、保険基盤安定繰入金が増額というのは、所得が低い加入者が増加したことによるものではありません。全協でも御説明させていただきましたけれども、税率を改正したことによって、軽減世帯分の税収補填している国・県・町で負担する額が増えたことによるものであります。

2つ目、その上乗せとか生活支援ということなんですけれども、町独自の軽減措置の上乗せや生活支援措置に関しましては、現時点では難しいと考えております。

以上です。

○6番(大竹勝子君) 分かりました。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第53号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第54号 令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(杉山広充君) 日程第11、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第54号、令和3年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第55号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前10時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第56号、工事請負契約の締結について、提案理由を説明いたします。

本件は、令和3年度林道施設災害復旧事業、林道平栗線(1号箇所)災害復旧工事、これは8月豪雨災害です、請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る11月25日に土木工事に関する特定建設業許可を有する町内5業者をもって指名競争入札を実施し、株式会社柳澤組が落札し、契約金額4,658万5,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、前回の臨時議会で繰越明許費をお認めいただきましたが、議決の日の翌日から令和4年10月31日を予定しております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

て

○議長(杉山広充君) 追加日程第2、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) 議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年度電源立地地域対策交付金事業、本川根南部簡易水道青崎配水池新設工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事契約は、令和3年4月26日に、水道施設工事に関する特定建設業許可を有する町内

4業者をもって指名競争入札を実施、その後、令和3年5月11日の令和3年第3回臨時議会により、契約締結の議決を受け、請負金額7,645万円で株式会社柳澤組と契約締結したものであります。

今回、現場精査による道路内配管工事の数量調整等に伴い、契約額を3万4,100円減額し、変更後契約金額7,641万5,900円で変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月17日午前9時に開会し、一般質問を行います。また、第1常任委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、追加案件の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午前10時26分

令和3年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和3年12月17日(金) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第43号 川根本町環境基本条例の制定について
- 日程第 3 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 5 発議第 3号 川根本町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議について
- 追加日程第1 同意第 6号 副町長の選任について
- 追加日程第2 議案第58号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第6号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中野 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	教 育 長	山下 斉 君
総務課長	野崎 郁徳 君	企 画 課 長	大村 妃佐良 君
情報政策課長	山田 貴之 君	税務住民課長	坂下 誠 君
くらし環境課長	梶山 正幸 君	健康福祉課長	鈴木 浩之 君
高齢者福祉課長	海老名 重徳 君	農 林 課 長	北原 徳博 君
建設課長	風間 一章 君	総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君
教育総務課長	森下 育昭 君	社会教育課長	平松 敏浩 君
会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書 記	鈴木 洋子
--------	-------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月9日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月9日本会議散会后、全員協議会を開催し、追加上程議案の詳細説明を受けました。続いて、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 一般質問

- 議長（杉山広充君） 日程第1、一般質問を行います。
通告制により通告された質問者は、藤田至君、大竹勝子君、澤西省司君、石山貴美夫君、中澤莊也君であります。順番に発言を許します。
再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式といたします。質問の制限時間は30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。
3番、藤田至君、発言を許します。
○3番（藤田 至君） 3番、藤田至。通告してある3点について質問をいたします。
まず最初に、農道八中線についてであります。
町長は、公約で安心・安全という面でここに住む人々の安全な暮らしを守る生活道路の強

化をうたっておりますが、農道八中線について高郷から八代郷間はまるで地震による被害で地面が波打っているような状況が見られます。右岸側、中津川側に地滑りで道半分が下がっているのを御存じでしょうか。

この農道は、八中の人たちの生活基盤道路であります。いつ大きな地滑り災害が起きるか分からない状態で、通勤、通学、買物に毎日通っております。今年度予算で無理なようでしたら、新年度予算で調査費等をつけて早急に対処していただきたいが、どうか伺います。

2番目の質問ですが、町職員の町外からの通勤について質問をいたします。

町長は、移住・定住を強化促進しましょうと言っておられますが、町役場の職員について全職員153人、町外からの通勤者42名、もともと川根本町の町民だった職員23名が川根本町から出て町外から通勤しています。そこで、町外から通勤している職員に、何で川根本町から出て他町に移ったのか。住所をどこに置いても自由ですので、他町からの通勤しているのが悪いわけではないですが、結婚を機に川根本町を出るとするのは、奥さんの意見なのか、それとも職員としてこの川根本町に魅力がないのか、いろんな面で不便なのか、いろいろと理由があると思いますが、町民の方々はこの理由を知りたがっておりますので、ぜひアンケートを取るか、聞き取り調査をして川根本町の足りない部分をこのアンケートによって知り、私たち議員も参考にしたいと思っております。今後、町長の公約実現のためにも、アンケートか聞き取り調査は必要と考えますが、町長は今後そのような考えはあるか伺いたい。

それと、3番目ですが、町職員の危機管理について質問をしたいと思えます。

もし先ほどのことでアンケートか聞き取り調査をするようでしたら、町外からの通勤者に対して危機管理についてどう考えているのか、アンケートでも聞き取り調査でも盛り込んでほしいと思えます。

幸いなことに、ここ何年も川根本町は大きな災害もなく平穏な毎日を送っていますが、近年の気候変動による異常気象による突発的な大災害に見舞われたときに、どう対処するのか。役場の職員の方々は川根本町の町民の奉仕者、公僕でありますので、一番頼りにしている一番活躍してほしい人材が、肝腎なときにいないのは大変悲しいことであります。アンケート及び聞き取り調査により、どのように考えているのか答えていただきたいと思えます。その結果については、ぜひ私たち議員にも公表していただきたいと思えます。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） ここで一つお願いをいたします。

発言中、その他、マスクの着用をお願いいたします。よろしく願いいたします。

ただいまの藤田至君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、藤田議員の質問に対しお答えいたします。

まず、農道八中線は高郷地区から八中地区に通ずる延長が2,380m、生活に欠かせない農道でございます。町としても数年前から道路路面の沈下等の減少は確認し、その都度必要な対応を行うとともに、状況観察を行ってきているところであります。今後、地区との情報交

換を今まで以上に密にし、状況観察の頻度を上げるとともに、必要に応じ専門業者に調査等を検討してまいりたいと考えております。

2点目の役場職員の町外からの通勤者に関する御質問は、今までも何人かの議員の皆様からいただいておりますが、当時の町長が答弁してきておりますが、まずは、日本国民は、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するものであることは、改めて申すまでもありません。役場職員であっても同様であります。

一方、役場職員を含む公務員の理念として、全ての公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、町外から通勤している職員も町内在住職員も同様にこの理念にのっとり、業務をしているものであります。

議員の御質問にあった町民であった職員が、その後、町外から通勤するに至った理由についてであります。個々の職員の人生において、婚姻や家族との生活等から、その拠点を町外に求めたものが全てであり、それらの理由をお知らせする必要性はないものと認識しております。したがって、職員への聞き取り等を行う考えは持っておりません。

一方、近年、町内出身在住者の役場職員募集に対する応募が少ない状態にあります。この状態は当町に限らず、近隣の市町においても同様であり、結果として採用者を広範囲の地域から採用する状況となっております。

当町においては、町外出身者が町内に居住できる環境、アパート等の住宅が著しく不足しており、特に若年層の住宅不足から、新規採用した職員が町内居住を希望しても難しい事案も生じております。

今後、役場職員のみならず、教員、福祉事業従事者等の若年層住宅の検討を進める必要性があるのではと考えているところであり、私が公約で掲げた移住定住による人口増の施策にも通じるものがあるのではと考えております。

3点目の御質問は、町外から通勤している職員の危機管理についてであります。

町職員の様々な危機対応に関しましては、議員が町職員として在籍されていた当時より、町防災計画及び同計画に沿った職員対応マニュアルで対応しております。危機対応と一口で言っても、想定される危機、災害は多種であり、台風、豪雨等による風水害、大規模地震災害、感染症対応等々災害ごとに職員の対応を定めております。

御質問のあった異常気象による災害への対応であります。御承知のとおり台風、豪雨等の災害は、突発的に発生するものではなく、台風の進路等や気象状況等により状況が変化し、災害発生へとつながるものであります。近年の気象科学の発展により様々な情報が入手できる状況であり、気象警報等が発令され危険リスクが高まることが想定される状況では、早期に対応することが重要であると考えております。

役場では、議員が職員として在籍されていた平成15年度に先進的に取り組んでいた周辺市町の事例を参考とし、職員の事前配備体制の検討を行い、翌16年度より町内在住、町外在住

を問わず、本庁、支所在勤の全ての一般職員を15の班に編成した当番制による通年365日対応の事前配備体制をしいております。この事前配備体制は、大雨、洪水等の気象警報の発令を受け発動し、当該職員を緊急招集し、災害発生に備えるべき情報収集等様々な対応に従事しているところであります。

当然のことながら、状況の変化に即応し、体制も拡充していくものであり、当番制の事前配備要員による体制から、防災・道路・河川等担当、課長級職員、室長級職員、全職員と必要に応じ段階的に体制を変化させております。また、班員の編成には庁舎への参集時間の差を考慮し、初動体制の遅れを回避するよう努めております。

議員の御質問は、町外在住職員の増加が災害時の危機管理体制維持に支障はないかとの御懸念からかと思いますが、町域の広い当町において、全ての地区に職員が在住している状況ではありません。今後も行政組織として通常業務を遂行していく上で、町内在住、町内出身者のみで職員を確保していくことは困難であり、他市町在住者あるいは他市町出身者も含め、町内出身者が自己の職場として川根本町役場が人生の選択肢の一つになるよう、町の魅力、職場としての魅力をより一層高めるとともに、先ほども申しましたが、他市町出身者が町内に住むことができる環境整備を併せて進めていくことも重要であり、これらにより、議員が心配される危機管理要員としての町内在住職員の増加、確保につなげていければと考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 農道八中線については、調査費をつけてくれるということですので、その結果によっては八中線の改修もしていただけるということですので理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） あくまで調査費をつけるということで、それは後の検討次第だと私は思っております。

○議長（杉山広充君） 3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） 分かりました。じゃ、次に移ります。

町外からの職員の通勤についての質問ですが、アンケート、聞き取り調査はしないと言いましたが、この質問については本当はあくまでも今後の川根本町の行く末に影響するものですから、本当に私は取って、魅力どこが足りないのか、スーパーマーケットとか病院がないとかいろんな理由があると思いますが、別に個人的じゃなくて、名前を書かなくてもいいですからね、そういうアンケートを本当は取っていただきたかったんですが、町長はやる気がないようですので、それもいいにします。

3番の質問ですが、危機管理の関係は、残っております地元の職員にあまり負担をかけないようにお願いをしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃることの中で私も心しているんなことをまた考えながら努めていきます。職員は職員らしく町民に寄り添うように私もこれから職員に改めて感化しながら、職員と共にまちづくりのために職員が町民に寄り添うような、そういった行政マンであるということを伝えながら、これからも行政運営をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） 3番、藤田至君。

○3番（藤田 至君） すみません、ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで以上でいいでしょうか。

○3番（藤田 至君） はい、終わります。

○議長（杉山広充君） では、これで藤田至君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は9時30分より行います。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時30分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、大竹勝子君、発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、日本共産党の大竹勝子です。町議会に議席を得てから最初の質問の機会をいただきました。どうぞよろしくお願いします。

質問に先立って、当町の新型コロナウイルスの感染者はこれまでのところ県下では最も少ない8人とどまっております、いち早いワクチンの接種などに取り組まれた保健医療や福祉などの分野に携わっておられる方々や、何よりもウイルスの流入や感染拡大の防止などに日々努められておられる町民の皆様にご心から敬意を表したいと思います。しかし、この問題では日本を含む世界各国で新しい変異株であるオミクロン株の急速な感染拡大が進んでいて、大変心配される状況になっています。もし町内で、夏の第5波のときに東京や大阪などで見られたような状況になった場合、高度な医療施設もなく、医師や看護師などのスタッフも不足がちの中、多くの懸念が強く懸念される場所です。

藺田町長は広報かわねほんちょうの11月号で、重要施策の第1の柱として町民が安心して暮らせる町を掲げ、その中で高齢者、障害者福祉の充実、健康寿命の延命のための医療体制と健康づくりの推進を図るとしています。長年、医療健康に関わる仕事をしてきた者として感銘を受け、大いに期待させていただきました。

さて、既に少し触れましたが、町内では町民の命と健康を守る上で重要な役割を担っている看護師等専門職の不足が続いています。私が耳にしたところでは、資格を持っていても静

岡市や島田市などに出ていってしまったり、給料が少ないためか、町内に住んではいてもよそに働きに出ていってしまったりしている方が少なくないように思います。

ちなみに、いやしの里診療所の看護師が今年3月いっぱい退職され、募集を繰り返しかけていましたが、補充ができていません。これまでのところ、町職員の看護師を派遣して診療を続けていると聞きますが、今後どうされるお考えでしょうか。また、募集をかけても応募者がいなかったり、採用に至らない原因は何だとお考えでしょうか。

これに関連して、町内で働く看護師を確保するためにどのような努力をされているのか、具体的に説明をお願いします。

また、町内に会計年度任用職員の看護師は何人在籍していますか。一人でもおられるならそれぞれの給与をはじめとする待遇を具体的にお示してください。

あわせて、現在民間の医院や診療所なども含めて、看護師資格を持った方は何人勤務しておられ、正規採用の方とパート勤務等の非正規雇用形態にある方がそれぞれ何人いて、町と民間それぞれで待遇がどのように違っているのかお聞かせ願います。

この項目の最後に、町内在住で看護師資格を持ちながら看護師として勤務されていない方が何人くらいおいでるか、把握しておられるようであればお聞かせください。

続いて、大きな2点目です。

今、日本で女性は世界最高の平均寿命を更新し続け、男性についても世界トップクラスです。これに伴って、加齢による聴力が衰える方が増加傾向にあります。一般社団法人補聴器工業会では、全国に1,430万人おられると推計しています。また、WHOが目安としている人口5%だとすると、およそ600万人ということになりますが、高齢化率の高さなどを考慮すると、2,000万人に及ぶ可能性もあるのではないかと考えられます。

川根本町では県下で一、二を争う高齢化率となっていて、ほかの市町にも増して聴力に不自由を感じている方が多くおられるのではないかと思います。町当局としては、この実態についてどのように把握しておられるのでしょうか。まず、その実情についてお答え願います。

聴力に障害を抱えたまま生活することは、周囲とのコミュニケーションが十分できないことから、日常生活に困難を来すのはもとより、認知症を発症する誘因にもなりかねません。さらに、自動車の走行音が聞こえにくいため交通事故に遭う危険が高まったり、災害時の情報伝達がうまくできなかつたりすることも考えられます。年を取ってもできる限り普通の社会生活を続けていくことは、1日でも健康寿命を延ばす上からも重要です。お年寄りの方々が元気に過ごしていただけるようにすることは、町の福祉施策への負担も減らす効果も期待できるはずですし、地域の活力を高める上でも必ずやその一助になるのではないのでしょうか。

難聴を抱えていても、補聴器をつければかなりの方がほぼ不自由な生活を取り戻すことができるだろうことは明らかです。そうはいつても、補聴器は単に拾った音を大きくして鼓膜に伝えるということではなく、個人ごとの聴力の状態に合わせて聞き取りを難しくする原

因のところを補うことで、初めて効果を現すことができます。こうした機能をきちんと備えた機種はかなり高額です。さらに細かな調整や脳を慣れさせることが何より重要だと言われています。これらのアフターサービスやリハビリ等に係る経費もかなりの額になるのが実情です。こうした実情を受けて、県内でも幾つかの自治体で補聴器の購入への補助を実施して喜ばれています。当町においても、できる限り早く実現すべきではありませんか。町長の積極的なお答えをぜひお願いしたいと思います。

あわせて、常駐させるのは難しいとしても、例えば当面週1回程度でも補聴器の調整や聴覚のリハビリに通じた専門職を役場の担当部署やいやしの里診療所などに配置して、効果がより確実に発揮できるように図るとともに、装着される方の通院等の負担を軽減する必要があると思います。この点でもぜひ町長の積極的な答弁をいただきたいと思います。

以上、大きくは2つの問題について、町長のお考えを伺います。ぜひとも前向きな答弁をいただけますよう期待して、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、大竹議員の質問にお答えいたします。

1点目の看護師等人材の確保に関する御質問でございますが、職員数等に関する御質問につきましては、後ほど担当課長よりの答弁とさせていただきます。

昨年度末に町職員である看護師1名が一身上の都合で退職し、新たな看護師職の確保に努めてまいっております。年度途中の採用には至りませんが、令和4年度当初に新規採用する運びとなっております。

看護師の採用に苦労していることは、当町に限らず、全国的な課題であると私も認識しております。当町においては、業務の形態から、新卒看護師を新規採用するのではなく、ある程度経験を積んだ方を求めているということもございますが、求人に際しては、通常の職員募集の手法だけではなく、看護師募集のネット広告や町内外の関係機関へ協力要請を行っているところであります。

一方、町外在住の看護師さんにおいては、通勤時間を気にする方が多く、採用に至らない例も複数あったと聞いております。

給料の面においては、政府から給料の引上げ方針が打ち出されております。看護師の処遇は、首都圏で極めて厚遇され、静岡県東部を中心に新幹線が停車する駅付近に居住する看護師の通勤による流出があるということも聞いておまして、処遇は重要なファクターであると承知しております。当町においては、首都圏との競合関係は少ないと考えられますが、ある程度の処遇改善は必要だろうという認識を持っており、役場職員全体のバランスも含めて考えていくべきこれからの案件であると認識しております。

また、正職員だけでなく、会計年度任用職員での採用を行うことは、場合によっては看護師側にとりましても働きやすい環境につながることも考えております。正職員はフル

タイムでの勤務で、看護師としての業務以外の業務も担うこととなります。一方で、パートタイム会計年度任用職員については、単年度契約で時間給を原則とし、正職員の勤勉手当に相当する支給はないという条例上の規定により運用しておりますが、雇用契約を締結する際に勤務時間や勤務日数などの調整ができるものであります。

いずれにいたしましても、議員が言われるとおり、大変重要な人材であり、今後も粘り強く人材確保に取り組んでまいります。

次に、高齢難聴者についての御質問にお答えをいたします。

高齢化に伴う難聴は、少し専門用語になってくるんですが、三半規管にある蝸牛の有毛細胞の減少が原因と言われており、ここもあと課長に注釈で答えさせますが、高齢化率50%の高い当町においては、当然多くの難聴者の方がいると予想されております。

聞こえづらさは、情報が入りにくいため、ひきこもりや認知症の原因になるだけでなく、日常生活での安全面や防犯、防災等、特に緊急時などの情報伝達には大変重要な課題であると考えています。

詳細につきましては、先ほどの専門用語及び担当課長よりの答弁とさせていただきますが、いずれにしましても、私が掲げる、議員が言っていた町民の安心・安全、この確保するために、今後検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） それでは、先ほどの質問のうち、民間診療所の看護師の数、あるいは町の職員の数、それから会計年度任用職員の処遇あたりについてお答えをいたします。

町職員には、健康増進、公衆衛生、地域包括ケア、保健、医療、そういった分野を担当する専門的な職員がおります。保健師5名、看護師5名、管理栄養士2名であります。このうち、正職員10名、会計年度任用職員が2名であります。

また、町内の診療所の看護師、6名でございます。4診療所のうち2つの診療所においては、現在看護師を募集をしているということを伺っております。

看護師をはじめとして専門的な業務を担当する職員の処遇については、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、人材確保における一つの条件であるというふうに認識しております。

会計年度任用職員の処遇につきましては、具体的な賃金単価というのは申し上げにくいところでありまして、会計年度任用職員に関する条例の中での運用をしております。実際の賃金単価につきましては、町内の民間の診療所とさほど差異はないということは承知しております。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、私からは高齢の難聴者への対応について御説

明をさせていただきたいと思います。質問が4つございましたので、それぞれにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目、高齢難聴者が増えており、当町で補聴器を必要としている人が何人ぐらいかという御質問でございました。まず、補聴器を必要としている人については、役場では聴覚障害の手帳保持者の数、それから障害を持っていらっしゃる補装具の支給というのがございますけれども、その補装具の支給をしている方の数は把握をしておりますが、補聴器を必要としている人の数につきましては、申し訳ありません、把握はできておりません。

次に、2つ目です。補聴器の購入費の一部の補助につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、今後関係各位の御意見を伺いながら、検討をしてみたいというふうに思っております。

3つ目です。近隣の市町の状況についての御質問がございますけれども、近隣の市町の状況としては、近隣では焼津市が今年度から実施をしているというふうに伺っております。また、県内の状況でございますが、県内34市町のうち、現在実施をしているのが磐田市と長泉なもんですから、合わせて3市町が補聴器の補助をしているということになります。

それから4つ目です。補聴器を専門に扱う人を町で確保できないかということでございますが、補聴器を売るだけではなくて、やっぱり耳鼻科との連携とか、その後の相談対応等も含めると、町でその方を雇用するというのはちょっと現状難しいかというふうに考えております。ただ、補聴器の相談につきましては、現在も山村開発センター並びに文化会館で業者による補聴器相談を実施してございますので、そういったものを御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町の看護師さんが1人欠けているわけですがけれども、今役場のほうからいやしの里の診療所のほうへ行っているわけですがけれども、抜けた部分の負担はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 1名であります。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 1名抜けた分ですがけれども、町の仕事の関係でスタッフのほうに負担がかかっているかどうか、残業が増えたとかそういうことがあるのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 御心配をいただきましてありがとうございます。健康福祉課の中の話ということでお答えをさせていただきます。

健康福祉課の職員、全部で11名おまして、そのうちの1名がいやしのほうへ回ったということですので、人工的には11分の1が抜けたと。それを今いるスタッフで何とか補うとい

う形、非常にチームワークよくうちの課の職員やっておりますので、賄ってはいると思っておりますが、それにしても相応の負担はかけているというふうに課長としては考えております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。大きな声でお願いします。

○6番（大竹勝子君） 新しく看護学校に行く方とかで、資格を取ったところでこちらへ帰ってくるように、奨学金とかそういう制度があったら少しでも帰ってこられるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 以前からそのような話もありまして、そういうこともありますけれども、職業の自由、あるいは就業、就職してその時点でのその方の考え方、そういったこと、ノウハウ、技術をどのようにつけるかということ、あるいはどういった職場を希望しているかと、様々なことがあるというふうに考えております。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私のほうからは、今大竹議員が言われた奨学金の形ですけれども、教育委員会のほうにも奨学金がございまして、本年度、各市町もスタートされていると思うんですけれども、川根本町におきましてはネクストリーダーズプロジェクトということで、現在の教育委員会の制度も取り込んで実際に学校、高校へ行かれる方、あと大学、専門学校に行かれる方については、金融機関と協力しまして低金利のカードローンの貸付けができるということで取り組んでおります。本年度スタートということで、実質的な関係は来年度以降の予算化になるんですけれども、それにつきましては、例えば4年生大学でいきますと250万円借りられるというところで、あと戻ってきた場合については、5年ちゃんと住んでいただいて企業に勤めるということで、5年間の条件をつけるんですけれども、元金の20%を助成するよというところで、これにつきましては、看護とかお医者さんも含めた進学のリターンというようなことを推し進めるということで、もう一つの狙いはやはり町内の企業の情報を登録した方へ情報を流すということによって、一人でもこちらの企業の情報を聞いていただいて、こちらへ戻ってくることができればなということで、本年度からスタートをしているところです。

また、企業のほうには今説明には回らせていただいて、企業のほうもこの登録をお願いするということで、これにつきましては御前崎市、牧之原もスタートをしてございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 今そういったネクストリーダーとか金融機関の方も私のところへ訪ねていただいて、そういった情報交換の中で私どもも情報発信していただきたいし、議員も議員でまたそういう方がいるなら、こんな奨学金制度あるよとかそういったことも勧めていただければ、議員の皆さんにもよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

これからはちょっと補聴器のほうの質問をしたいと思うんですけども、今介護認定されている方の6割くらいが認知症だということでこの前お聞きしたんですけども、この認知症の方の中でも補聴器というか、必要な方いらっしゃると思うんですけども、なるべく早くから補聴器を入れたほうが良いということで、できれば早急に実施していただくとありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど担当課長のほうからも回答あったと思うんですけども、今現在やはり山村開発センターとかそういった業者による補聴器の相談があって、そこへ来ていただいている形を取っているわけですけども、今後いろんな意味でまた各課担当と話しながら、いろんなことを私も調査もしていただき、確認しながらやっていきたいと思っていますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） まず、介護認定者の中の補聴器を必要としている方というお話がございましたけれども、そもそも介護にかかわらず聞こえづらさというのは当然問題になってこようかと思えます。どちらかという、介護になった方はその周りに支援者がいるということですので、それよりも日常生活を送られている中で耳が御不自由な聞こえづらさを感じていらっしゃる方について考えていかなければいけないかなというふうに思いますし、その聞こえづらさにつきましても御承知のとおり千差万別でございます。補聴器が必要なレベルの方と、それから単純に少し聞きづらいレベルの方、いろんな方がいらっしゃいますので、そういったものを含めて検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉山広充君） いいでしょうか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） いい方向に検討していただくと期待していますけれども、今自治体で助成制度をされているところでは、利用者の負担が2,000円というところもあって、これはびっくりだったんですけども、あとは現物支給で1人1台限り、それから2万円を限度に助成するとか、3万5,000円を限度に助成するところが出てきているみたいなんですけれども、補聴器は他の補装具と比べてかなり高額なので、ちょっと町のほうでも大変かなと思うんですけども、収入が少なくなっている高齢者や年金生活者にはかなり負担が多くなってきているのではないかと思いますので、早急にまたお願いしたいと思います。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） まず、議員がおっしゃった自己負担が2,000円で補聴器がもらえるというところは、恐らく東京の新宿区のお話かと思えます。なかなか30万、40万都市と当町と同じ土俵で考えるのは難しいかなというふうには思いますが、補聴器も安いも

のは5万円ぐらいから、高いものだと30万円ぐらいするものもあるように伺っております。大体近隣の市町の状況を伺いますと2万円から3万円というのが、おおむねそのぐらいの金額で補助をしているというのが一般的でございます。どの機種を選ばれるのか、それがその方の耳に合うのか、合わないのかということも踏まえて検討しなければいけないと思いますので、それも含めていろんな方の御意見を伺って検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先ほど補聴器早めに装着したほうがいいということでお話ししたんですけども、健康診断、高齢者の特定健診や後期高齢者の健診なんかの項目に聴力検査なんかも必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） すみません、私どもで特定健診の聴力のほうの検査結果の数というのは、正直今日はデータを持っていないのであれなんですけど、ただ国保連それから後期高齢者医療の関係の、耳に関する医療にかかった数は一応調べておきました。国保のほうですと、大体年間五、六十というところがございます。それから、後期になりますと、百二、三十の方が耳鼻科を受診をされています。ただ、この耳鼻科を受診されていますが全てが難聴ではございませんので、その点は御承知おきください。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、いいでしょうか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 補聴器をやっぱり早めに装着すれば孤立化も防ぎ、認知症になりやすいところも早めにやれば予防になるということで、医療費のほうにも削減につながるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 当然早めに補聴器をつけられたほうがというのもございますけれども、あくまでも耳鼻科の先生がそれが必要であるか否かというところも判断をされますし、ごめんなさい、こういうことをここで申し上げては申し訳ないんですけども、例えば高い20万円ぐらいの補聴器買って、結局それが合わなくてたんすの肥やしになったり、茶畑に落としてきて御家族にえらい怒られたりとかいうことも話としては伺っております。なので、単純に耳が不自由ですから全てにおいて補聴器をとということではちょっとないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。前向きの検討をしていただけるということで、これで終わらせてもらいます。

○議長（杉山広充君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、澤西省司君、発言を許します。4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） おはようございます。4番、澤西省司です。

昨年12月18日に、この演壇で、川根本町ではコロナ感染者は出ていませんと発言してから1年が過ぎ、静岡県全体では2万6,863人の感染者が出たにもかかわらず、町ではまだ8人と一桁にとどまっています。全町民の強い意識の表れだと思います。

しかし、それだけでしょうか。川根本町町民は、お茶を飲む文化が根づいております。お茶に含まれるカテキンがウイルスに効果があるとの研究論文もあり、特にお茶でうがいウイルスに効くとの話は、いい材料だと思います。静岡県も発症なしの状態にこぎ着けたこともありましたが、小学生のクラスでクラスターが出たことなどを考慮すれば、今後、低学年、低年齢層の保育園などへの川根茶でのうがい奨励としてお茶のない地域にアピールすることは、川根茶の販売促進につながるのではと思います。何しろ川根本町の発症者の少なさは、力強い後押しになると思います。ピンチをチャンスに変えるいい機会だと強く思います。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

「クリーンピュア川根本町」の今後の運営について。

一つ目の項目として、クリーンピュア川根本町の使用期限が令和5年3月31日となっているが、なぜそのようなことになったのか伺う。

二つ目の項目として、僅か20年の使用でし尿処理施設が終了となれば、税金の無駄遣いになりかねないが、伺うであります。国のほうでも施設の長寿命化を推進している中で、20年の使用で終了するなどは国の方針からかけ離れており心配です。町長はどのようにお考えでしょうか。

三つ目の項目として、中継槽建設地について町はどのように考えているのか伺うであります。中継槽建設地などは、地元の理解を得ずに進められるべきものではありません。候補地を選ぶ選定方法には幾つもの設定が必要と思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

四つ目の項目として、クリーンピュア川根本町は、今後も継続使用していくことで、将来の広域施設組合へのルールになり得るのではないかと伺うであります。近隣の市や町は、し尿処理施設を広域施設組合として運営しています。例えば、吉田町牧之原市広域施設組合、御前崎市、菊川市、掛川市は東遠広域施設組合、藤枝市、焼津市は志太広域事務組合、袋井市森町広域行政組合などがあります。

今後、島田市と川根本町が広域施設組合として運営していく流れが自然だとすれば、クリーンピュア川根本町が使用可能な状態であるにもかかわらず、他の市へのし尿搬入は時期尚早と思います。将来において、島田市との広域施設組合への移行に水を差す可能性もあります。広域化の話は県の主導で行われていると聞いていますが、この先、両市町のし尿処理施設の老朽化に合わせて、県からの打診が絶対ないとは言えず、クリーンピュア川根本町の継続使用こそが川根本町の将来にとって最善であると私は考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

以上で、演壇からの発言を終了いたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、澤西議員の質問にお答えいたします。

まず、同施設の使用期限が令和5年3月31日となっている経緯についてであります。当該し尿処理施設は、昭和38年1月に、旧川根三町により、し尿を衛生的に処理するための施設の設置と管理に関する事務を共同処理し、効率的な運営を図ることを目的とした川根衛生施設組合が設立され、翌39年12月に施設完成を受け業務を開始、その後2回の施設更新を経て、平成29年度末をもって島田市の同組合からの離脱後は、現状の町直営の施設となっております。

言うまでもなく、当該施設の建設受入れには、地元地区の御理解、御協力があったものであり、組合設立当時より三町、その後の島田市と川根本町の時代も同様に、組合構成者と施設建設を受け入れていただいた地元地区代表者である三津間地区振興会とは、定期的な協議に加え、施設更新時にはより一層の協議を行い、地元の御理解を賜ってきたところであります。

この地元との協議を行っていく中で、第2回目の施設更新が行われた平成11年当時から、当該施設の他地区への移転要望が示され、以後、施設更新時には、その後の当該施設の在り方について取り交わした協議書を締結しております。平成25年4月1日に締結した協議書に「現在、稼働している施設は耐用年数が終了した時点で他地区へ移転する」と取り交わされ、その期限が令和5年3月31日となるものであります。

二つ目の、僅か20年の使用でし尿処理施設が終了となれば、税金の無駄遣いになりかねないかとの質問でございますが、当該施設は昭和39年12月に完成後、約19年間に経過した昭和58年1月に1回目の施設更新を行い、平成15年3月に2回目の更新となる現施設が稼働となっており、その間はおおむね20年であります。通常の建築物であれば、その躯体は20年以上は耐用可能なケースが通常であります。し尿処理施設の特性上、機械設備を含め経年劣化が大きく、これらの維持修繕時の経費、ランニングコストは年数を重ねるごとに大きくなり、20年程度で更新する手法のほうが優位であるとの判断によるものであったものであります。

三つ目の、中継槽建設地についての考えに関して、この御質問であります。現施設の機

械設備等の状況を見据えた中で、当然のことながら、継続的に使い続けることは限度があるだけでなく、施設の維持管理に要する費用が施設の老朽化により増加していくことは、容易に想像できるものであります。また、現施設を更新し、新たな施設を町直営で運営、維持していくことは、現状の町財政状況等、様々な要因から判断して困難であると考えております。

このような現状を踏まえ、また最初にお答えしたとおり、当該施設を長年受け入れてきていただいた地元との関係等を含め、総合的に判断すると、施設の機械設備の稼働が難しくなる前に新たな方法を検討する必要があることは明らかです。

川根本町し尿処理施設運営委員会において、今後の在り方について協議検討をお願いしてまいりました。その結果として、同運営委員会より、今後のし尿処理事業に関しては外部委託による方法を検討すべきとの答申をいただいたものであります。

答申を受けまして、町としては、現在、様々な面からその対応について検討を進めているところであり、その中で経済的にも効率的にも優位な方法として、一時的に貯留する施設である貯留槽、中継槽を設け、ある程度の量をまとめ、外部へ搬出する方法を検討しているところであります。同施設の建設地につきましては、大型車による搬出ルート等を考慮するとともに、その建設費用を極力抑えることを意識し、用地費を必要としない町有地を基本に検討したものであり、候補地としては、徳山区内の野志本団地跡、高郷区内の中津川団地跡、地名区の農林業センターを考えております。

次に、将来の広域施設組合との質問であります。冒頭申し上げたように、当該施設も建設当初から島田市が離脱するまでの間は、広域施設組合として運営、稼働していたことはもちろん御存じかと思えます。島田市の離脱は、市内で生じるし尿処理に関しては、同市が有する施設で処理を行うこととするとの考えから、当町との広域を解消した経緯が議員も御存じです。

現在のクリーンピュア川根本町の状況及び今後の対応策を御検討いただいた川根本町し尿処理施設運営委員会の答申である外部委託による方法も、言わばこれも一つの広域的対応を図るものであり、当該施設の状況のみならず、周辺市町の現状や将来的な状況を総合的に判断し、これからも対応してまいります。また、対応しております。

今後、これらの状況も変化していくことも考えられますが、広域的対応の枠組みも含め、その時点での状況において判断していきたいと考えます。

以上です。

○議長（杉山充君） 再質問を許します。4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 今、町長より、この件に関して総合的な判断をしていくし、今後も総合的にいろんな状況を考えつつ判断していくということを御答弁いただきました。

では、再質問のほうに入らせていただきたいと思います。

クリーンピュア川根本町は平成15年より稼働しているが、施設の耐用年数として、あと何年ぐらい使用可能と想定していますか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいまの御質問について回答させていただきます。

今の施設につきましては、平成15年4月より運転を開始しているところでございます。一つの目安であります20年につきましては、令和4年度末が一つの目安となります。

現在の施設を継続的に使用するに当たっては、処理機器の大規模な修繕等が一つの要因となります。そういうものを含めれば、今後10年近い処理は可能かと思えますけれども、先ほど町長の答弁もありましたように、将来的な面を含めた中でのランニングコスト、そういうものを考えた中では、20年が一つの目安という形で進めているような状況でございます。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　三津間地区振興会との協議書では、現在稼働しているクリーンピュア川根本町は、耐用年数が終了した時点で他地区に移転するようになっておりましたが、令和5年度から町外で処理する方向の答申が示されている。結論だけが独り歩きしている感があり、施設運営委員会が根本的原因を話し合いで把握して対応したかどうか疑問が残りますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　先ほども町長の答弁にもありましたように、川根本町し尿処理施設運営委員会におきまして、現施設の設備の老朽化を見据えた中で、継続的に使い続けることには限度があると。また、現施設を更新し、町直営で対応することにつきましても、財政状況等、様々な原因から困難である状況も考えられることであります。

それから、長年地元との関係を含めまして、総合的に判断した中で、委員会から外部委託についての検討をされたいという答申を受けたものでございますので、根本的な要因を無視して話を進めているような状況ではございません。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　では、耐用年数の考え方を伺いますが、平成26年度のクリーンピュア川根検討委員会の書類によりますと、耐用年数は25年から30年と言われており、順調に稼働したとして、平成45年、令和15年あたりで耐用年数を迎えると予想するとあります。

しかし、平成31年2月25日の施設運営委員会資料では、施設の耐用年数は稼働から約20年と言われていたとあり、たった4年の間に耐用年数が10年も減っている。令和15年まで使えるはずが、令和4年までしか使えないなどという急変は、不自然極まりないことになっているが、いかがですか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　先ほども答弁でありましたように、一つの目安は20年というスパンが一つの目安となっております。

今、御質問ありましたように、30年まで使えるというような内容につきましては、当然ながら老朽化した部分の機器修繕、そういうものを大規模的に替えることによって、継続的

に使う場合、向こう10年ぐらいの延命は可能かと考えられます。

そういうところを踏まえた中での一つの目安、通常的に考えられるのは20年が一つの目安と考えているところをございますけれども、今後も大規模的な修繕を考え、ランニングコスト等を踏まえた中、また将来的なものを踏まえた中では、目安というもので一つの考え方をもって、20年を一つの目安と考えているところでもあります。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 目安としての捉え方をしているという点では理解できますので分かりますが、それで全て私が理解しているというわけではありません。

次は、議員の考えというように捉えてくれていいのですが、平成30年頃と現在とでは、町長をはじめ施設運営委員も入れ替わっています。令和4年度末で更新はしないという理由などを、今回改めて三津間地区振興会の皆様に問いかけするいいタイミングではないかと感じております。このようなことが問題解決への近道ではないかと考えますが、この点に関していかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問について、ちょっと御確認させていただきたいと思います。

今の御質問につきましては、現施設での継続的な運転をする方向で地元と協議すべきではないかという解釈でよろしいでしょうか。

○4番（澤西省司君） はい、そのとおりです。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） これに基づきまして、先ほども町長答弁にもございましたように、運営委員会におきましては、現施設の継続運転は老朽化を見据えた中で継続的に使い続けることには限度があります。また、更新し町直営で対応することにおきましても、財政状況等様々な要因から困難であることや、地元との関係なども含めて総合的に判断した中での外部委託について検討されたいという答申でございます。

行政としましては、その答申を受けて、外部委託の検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） では、次の質問にまいります。

外部処理委託の場合、中継槽が必要ということになれば、建設費用はどれくらいかかるか、伺います。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） まだ詳細設計等は進めていない状況でございますので、今現在は外部等で実際に実施されているところでもございます。そういうところの状況を聞いた中で、委員会の資料として計画している金額につきましては、おおむね約1億2,000万円

程度かかる見込みで考えております。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 搬出に関してはどのような状況を想定して、また経費はどれくらいかかるか、伺います。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 搬出に伴う経費につきましてですけど、これも委員会での参考資料でございます。

今現在考えられますのは、通常的に各家庭からのくみ取り料につきましては、それぞれ各家庭で御負担をいただいているところでございます。これを外部に搬出する場合、中継槽までは通常的に今までのくみ取り料で各家庭の負担になるものと考えます。

それ以後、外部に持っていく場合の経費につきましては、おおむね約3,520万円程度かかるのではないかと考えております。これは外部での処理費も踏まえて、あと、それからそこへ運びます運搬経費、そういうものを含めての金額でございます。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 他の市へ長距離輸送ということになりますと、想定されていないことも起こることは当然あります。事故、故障、車検などを想定すれば、輸送に係る車などは2台は必要になると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 輸送費につきましては、今は1台分という形で考えているところでございますけれども、今後、いろいろな面を考えた中では、そういう方向性も一つの検討材料にはなってくるものかと思えます。また、その辺も踏まえまして、対応できる業者さんとも、考えの検討なんかも必要になってくると考えております。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 今そういった話が今後進んでいきますと、建設費や搬出費などについて伺いましたが、この事業を進めればクリーンピュア川根本町の解体ということにもなり、町の単独事業ですから、今後、数億円の一般会計予算からの歳出となり、ここにおいて税金の無駄遣いではないかと私は考えますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今ございました解体費につきましては、施設的には町で運営をしている状況でございますけれども、総合的にあの施設を解体する場合におきましては、今現在、島田市と川根本町、それぞれで土地の所有、建物所有をしている状況でございます。

これは組合の開催のときにそういう協定の下、解体に向けて負担割合をするためにそういう持分で持っているところでございますので、解体におきましては、使用年数等に応じて負担割合が変わる部分はございますけれども、川根本町が長くあの施設を使えば、それだけ町としての負担は増えてくるという形にはなりますけれども、全額町費でやるというわけでは

ございません。島田市の負担が入ってくるということになります。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 分かりました。当然、抜けてから何年かずっと使い続けていますので、その負担はこっちのほうは少しずつ多くなっていくということは、前々の資料で理解しているところではあります。

それから、クリーンピュア川根本町、稼働開始から僅か20年の使用で止めるなどは、中古的な活用を無視しているとしか思えません。島田市の処理施設、クリーンセンターは、平成2年より稼働しているが、平成30年頃に汚泥脱水システムを更新して、現在32年間使っています。国ではさらに施設の長寿命化を推進しており、修理をして使い続ける点などは見習うべきポイントではないですか。

このようなことから、クリーンピュア川根本町の方向性としては税金の無駄遣いではないかと感じていますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 20年のスパンということでございます。例えば今お話がありました島田市の金谷クリーンセンター、増改修を行って延命をしているというような状況ですけれども、金額的には約二十何億かけて延命をかけているということも聞いております。

単純的な計算で申し訳ありませんけれども、し尿処理施設につきまして新たな施設を建設する場合、大体、処理能力が1 t当たり、1 tというのは、うち、今あそこは25kgの処理になっているんですけれども、そうすると、約1 kg当たりの処理能力として1億円建設にはかかると。現在からいけば、約15から20kgぐらいを収集しているという状況でいけば、単純にいけば、新設しても20億のお金はかかるというような状況でございます。

そういう中で、先ほども答弁させていただいている中では、現在の施設についての老朽化、これを大規模改修する必要が発生しております。これを改修するのに、やはり相当な金額が必要になってくることから、そういうものを踏まえた中での今後の在り方を検討していることであり、全く中古的な活用を無視しての施設の使用停止というものを考えているわけではございません。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 先ほども使い続けるには限度があるとの話がありましたが、現に他の市町ではそうやって修繕をしたりして使い続けているわけですから、この町もできないことはないというのが私の考えであります。

前回、先々月でしたか、クリーンピュア川根本町を視察に参ったときには、静かに稼働していて、変な異音は聞こえないし、車でいえばがたがたがたがたすれば、あっ、これ寿命かなというところもありますけれども、非常に何の問題もないように操業していたように私は感じたものですから、20年で更新みたいな感じの、そういうことばかりが話の筋ではないじゃないかということでは言っているわけです。

今後のクリーンピュア川根本町を継続していく場合の維持管理費の件ですけれども、今後の運営費はどのように直近のところは考えていますか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今、施設の中での延命についてでございますけれども、やはり島田市との組合解散におきまして、本来であればそれ以前に修繕をしなきゃならない施設がありました。それについては、やはり組合解散があるということで、その分の経費はなるべく抑えてほしい旨の打診があり、そういうところも踏まえた中での修繕を抑えてきているという状況も、今現在ある状況ではあります。

やはり、そういう中では、どうしても目に見えない場所の修繕というものが発生する部分もございます。今後の、例えばあの施設を継続的に使うとなった場合、施設の延命化を図るには約1億5,600万程度の修繕は必要ではないかと考えてございます。そのほかに、例えば仮に10年間を運転した場合としまして、運転経費としましては10年で約6億5,000万円程度ですので、総体的には7億6,000万ぐらいの経費が必要になるじゃないかと思っております。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　お話は分かりましたけれども、私は通常、あそこ、年間経費8,000万円くらい推移しているというふうに見て、それが推移していくということで私は理解しております。

ですけど、令和4年から6年にかけては年間9,000万円ほど使うということになってますけど、また令和7年から8年は6,500万円ぐらいに戻るといような変動の見込みもありますので、大体、毎年8,000万円くらい、現状どおりでいく可能性もあるとは思ってますけども、どうしても耐用年数来ている機械に関しては、私もちよっとそこまでは分かりませんので、そういうこともあろうかとは思っています。

では、次の質問にまいります。

中継槽建設地の候補地として、先ほど町長からもお話ありましたけれども、町内南部地区3か所を選択した理由を教えてください。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　中継槽建設の候補地としての考え方でございます。

先ほども答弁でありましたように、町有地の中で外部に搬出するルートとしては、やはり島田方面に下るルートが一般的であると考えております。そういう中では、当町南部エリアの中での幹線道路に近い場所ということで、先ほどありました徳山区では野志本団地跡、それから高郷区の中津川団地跡、それから地名区の農林業センターの一部ということが考えられている状況でございます。

当然ながら、その町有地の中でも、必要とする施設の規模が建設可能な用地の確保ができ、造成の少ない平たんな土地、それから大型の車での搬出が可能な道路か否か、また浸水想定

区域とかのそういう警戒区域外であるかどうかなどを踏まえた中で、候補地として考えている状況でございます。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） さらに、その中から最終候補地として、旧中川根でも中心市街地であり、最も人口密度の高い地区の中津川団地跡地を選んだ理由などを教えてください。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今申し上げました、仮に三つ候補地挙げさせていただいた中で、まず大型トラックが入れるルートかどうかということを検討した中では、やはり徳山区の野志本団地については、道路の拡幅が大幅な工事が必要であるため、ちょっと難しい状況であるということがございます。

また、地名区におけます農林業センターにつきましては、やはり一部盛土等そういうものを造成工事が必要になってくるということも考えられますし、当然、大型の車が入るルートの確保も必要であるということがあります。

そのようなことを踏まえた中で、再候補地として考えられたのが現存の中津川団地でございます。ここにつきましては、土地等につきましてももう平坦で平らな土地でございます。また、ここが唯一、大型車両が通行可能ではないかと考えられる場所でございます。そういうものを鑑みまして、一つの候補地という形での最優先を挙げさせていただいたところであります。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 失礼ながら、私の見解としては、そもそも3候補地とも大型バキュームカーが入っていけない場所が選定されており、それぞれにおいて道路の拡張が必要であったり、山の側面を大幅に切り開かなければならないとか、道路の造り直しなど、これは不自然極まりない状況になっております。これでは、施設運営委員も候補としては当惑したんじゃないかと思っております。

中継槽建設費以外に道路建設費用は想定費用として入っていない可能性もあり、コスト計算には数千万円単位の誤差が生じてくるのではないかと思いますけれども、この辺はいかがですか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 今、仮に中津川団地跡地を想定した場合でございますけれども、現段階では道路の拡幅等についての経費というのは、今のところでは想定をしていない状況であります。ただし、今後いろいろな段階で内容を詰めていく段階においては、必要となればその辺は考えていく必要があるかと考えます。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） 最終候補地であるところも、山を削らなければ、ちょっと実際自分の車でどなたも入れば、なかなかだなどというような場所は、特に入り口付近で思われると思ひ

ます。

この今回の設定についてですけれども、町有地で1,000㎡くらいでという設定をされておりますけれども、雑地などの相場は坪3,000円から5,000円くらいであり、100万円から150万円くらいの購入費で済み、道路建設費用のかからない私有地などの土地購入案を残さなかったのは、設定の絞り込み過ぎによる失敗ではないかと思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　先ほども町長答弁にもありましたように、なるべく経費をかけないで対応できることを踏まえながら検討している状況であるということは、御理解いただければと思います。

そういう中で、民地でございます。民地を購入するに当たりましては、当然ながら候補地が出た中では、そこの地目によって購入金額というのが変わってきます。また、土地の購入費用だけでなく、民地におきましては分筆登記に係ります調査測量業務委託費や所有権移転登記料等が必要になってきます。ですので、このような経費も削減することを検討した中で、町有地を選定しているような状況でございます。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　今までのこのコスト面に関するところも含めまして、いろんな新しくやることに関しては、想定外のような費用がやっぱりかかっているということが大体分かってきましたので、クリーンピュア川根本町を使い続けることによる費用が結構増大していくということもありましたけれども、どっちも増えていくということで、現実、丈夫に運営しているクリーンピュアでいくほうが計算はしやすいじゃないかというような判断ですけれども、次の質問にまいります。

中津川団地跡地は、令和3年3月作成のハザードマップによると、町有地は土砂災害警戒区域ですが、その境からその先は土砂災害特別警戒区域です。構造物などには、土砂対策された構造か重力式擁壁工などの建設が必要で、対策なしでは許可が下りないと思います。そうならば、道路建設費にさらなる追加経費がかかることとなりますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　現在の中津川団地跡地でございますけれども、今議員が言われましたように、一部の地域、地区において特別警戒区域がございます。それは今の平らな部分じゃなくて、山側の傾斜の部分にその一部があるという状況でございます。ですので、中津川団地跡については警戒区域内であるということでありますので、構造的に建物等を建てる分には影響がないというところを一応考えております。

当然ながら、今後そこに場所が決まれば、ボーリング調査等を行いながら、そういう土地の地盤、そういうものを再確認していく必要があると考えております。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　話としてはそのとおりですけれども、あそこへ行ってぱっと山へ下り

れば、ああ、ここは境、ここは特別で、こっちは特別じゃないとかというような、到底そんな話には見えないような場所でありますので、そこら辺は総合的に心配な要件になっていると私は思っております。

次に、先般、高郷地区には、静岡県島田土木事務所から土砂災害防止法に基づく現地調査という案内が配られました。こういったものが高郷地区には配られました。この地図で黄色くなっているところを現地調査すると。それはまさしく中津川住宅跡地、あの一帯であります。今、危ないと言われている山も含めて全部、その下、一段のところがこの高郷地区に配られております。

土砂災害防止法では、指定後においても、地形改変や土砂災害対策施設の整備により、土地利用の状況等を改めて調査し、必要に応じて区域の見直しをすることになっているという土木事務所からの案内で、こういうふうに来ておりますけれども、これは調査範囲についても書いてありますので、これは今言ったように中津川なんですけれども、内容としては現地状況の計測や写真撮影などとあります。期間は令和3年11月から令和4年1月とあり、現在調査の真っ最中であります。

今後も流動的であり、この中津川住宅跡地入り口には急傾斜地崩壊危険区域の看板もあり、手を出しにくい場所だと言えるのじゃないですか。どうでしょう。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今の段階では、そこまで細かく設計のほう、まだ入っておりませんので、当然、今言われたような内容については、今後の一つの検討材料には当然なってくると思いますので、その辺は踏まえた中で対応できるものについては考えていきたいと思っております。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　地元ですからね、私も。あの一帯がどんな場所か分かっているつもりです。先ほどの藤田議員の一般質問もあったように、八中地区への道でもところどころ亀裂や段差があるように、中津川左岸は急傾斜地で動いているのかなというような、気になるような場所であり、昔から畑か資材置場くらいしか活用がない場所です。

ところで、中津川住宅跡地は現在どのように活用されているか、御存じですか。

○議長（杉山広充君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　一部では、町のほうの防災倉庫をもって、そこで活用しているような状況でございます。今現在は、半分以上が更地の状態で置いてある状況であります。

○議長（杉山広充君）　　4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君）　　確かに防災倉庫一つ置いてあります。しかし、私の見た目ですと、非常に適切に使われております。あの場所にふさわしい、正しい使われ方をしております。それは防災倉庫とは別の見方ですけれども、私はそれぐらいがあそこの場所にはふさわしい使

われ方をしていると判断しております。

では、最後の質問になりますかね。

これは、町長以外はなかなかお答えになるような内容じゃないですけども、町長にちょっとお伺いしたいということで御質問させていただきます。

第2次川根本町総合計画アンケート調査報告書の中の話です。町長は、11月24日に企画課より、コロナ禍の中、ピンチをチャンスにというテーマで町長御自身がインタビューを受けており、未来という項目の中で、ここ大事なところですけども、既存施設の有効活用とSDGsの促進と発言されております。

クリーンピュア川根本町は、町民にとって重要な施設の一つであることは間違いありません。既存施設を継続して使用していく中で、いずれ広域施設組合へのルールを敷く流れは政治的手腕に関わると思いますが、この問題を最初に解決することを政治的に言うところの一丁目一番地だと捉えていただけたらと思いますが、いかがですか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） まず、このクリーンピュアの問題というのは、やはり委員会のほうで答申があったから動き出したということ、それは一つ議員も分かり切っていることだと思います。

演壇のほうで私も最後に言ったかと思うんですけど、いろんな意味で、長期的なもの、短期的なもの、そういったものの考えの中で、確かにそのときにSDGs、持続可能なもの、そういったことも私も言いました。

ただ、こういった当該施設の状況のみならず、周辺市町の現状や将来的な状況、総合的な判断、演壇で言ったんですけども、こんなことの対応もしっかりしていかなきゃならない、そう思っております。

いずれにしても、これからの状況も変化していく中で、私自身、政治家としてどういった行動が取れるか。当然、5市2町もそうですし、近隣市町、そういったところの関係もしっかりさらに連携を取って、こうした施設のことも含めて今後対応していきたい、また、していかなきゃならない、首長として、そういった思いでありますので、ぜひ議員の皆さん、御協力賜ればと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 4番、澤西省司君。

○4番（澤西省司君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（杉山広充君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、石山貴美夫君、発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 5番、石山貴美夫でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本年は選挙の年ということで、我が町においても町議会議員選挙、町長選挙が行われました。静岡新聞「黒潮」の欄でも厳しく指摘されましたが、このたびの町議会議員選挙は町民の皆様から大きな批判を受けたものとなってしまい、無投票という、町民の選択肢が発揮されない結果となりました。この結果に対する批判や非難をお聞きしまして、本当にいろいろ考えさせられることが多く、心が痛む思いもしました。我々は、この批判をこの4年間の任期中、背負っていかなくてはなりません。

初めて町議会議員にならせていただいた4年前と比べますと、2期目は非常に重いスタートであります。今後、様々な改善につくまして、決意を持って真剣に話し合いを重ねていく覚悟であります。

先日は、区長会においても非常に厳しい御意見が議会に対して出ておりました。町民から議会に対しての、これから一層厳しい目で見えていただくことが非常に多くなってくると思います。これからは、町民の皆様が納得がいかないような議論というものがないような形でやっていかなきゃならないと、私も強く思っているところであります。

議会には、町民の立場に立って、執行機関の事業の実施が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかを批判し監視するという使命が課せられております。

また一方では、議員の一言一句は町民の意見であり、町民からの声であるというべきであり、議員の行う質問や質疑、討論は同時に町民の疑問であり意見であると、議員必携、議員の職責の欄に書かれております。このこともしっかり心にとどめなくてはならないと考えております。

同時選挙であった町長選も、現職町議が3人立つという、こちらも異例の形と町民から批判されました。こうした厳しい状況の中で当選された菌田町長であります。町長も町民に訴えてこられた公約を行政にしっかりと反映されて実行していかれますよう、頑張ってくださいと思います。

さて、町長は、所信の中でも、これまで町民に対するチラシや町の広報かわねほんちょうの紙面など、様々な場で力強く全ての町民の安心を守るという発言をしていただいております。そこで、今回、「町民が安心して暮らせる町」ということにつきまして質問をさせていただきます。

このテーマは、とりわけ高齢化が50%を超えた我が町にとりましては、せっぱ詰まった非常に重大なテーマであります。私は自分自身の経験から、実感として町民が安心して暮らし

ていけるための一番の条件として、安心の医療体制をしっかりと確保することの重要性を強く感じております。この4年間、自分の課題ともしてまいりました。町長の一連の発言は大変ありがたく、町民の一人としてうれしく思っております。

先ほど大竹さんから言われておりますけれども、町長は、広報かわねほんちょう11月号でも、「町民の安心と安全を守り未来につながる町づくり」と、また同紙で「健康寿命延伸のための医療体制と健康づくりの推進」というようなことも言われております。

また選挙中の公認チラシにおいても、健康で過ごせるための医療体制、健康づくりの推進を訴えてこられました。さらに、先頃開かれました臨時議会の折にも同様の所信を語られました。度々こうして語られておられる町民の安心ということにつきまして、まず具体的にどのような対策をされるのか、町民の期待にどうお応えになるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、2番目としまして、関連しまして、町立町営でありますいやしの里診療所についてであります。町の施設であり、町立町営、すなわち公共の診療所として公共の側に立った町民・住民主体のお立場で地域住民の力になっていただくことができる、唯一重要な施設であります。

県立総合病院から、清水先生は所長として平成23年から本格的に赴任をいただき以来、町の医療について様々に御心配をいただいております。いやしの里委員会の中でも発言されておりますが、当時から町内医師の高齢化を危惧していく中、町の医療資源確保の対応が進まない状況で、当時、町の医療の中心であった上長尾、油谷先生、そしてまた本川根の倉田先生が辞められ、そうした状況での御対応に大変御苦勞をされ、県立総合病院からの新たな医師の派遣や遠隔診療を増やすなどして様々に御工夫をいただき、本川根診療所がほぼ1年休診という危機的な状況となった折にも、月曜日から土曜日まで1週間全て開院し、診療対応できる状況にまでしていただけてきたことは御承知のとおりであります。当時、年度当初の頃の状況は、今現在どうなっているのか、診療体制の継続の状況についてお伺いをいたします。

次に、3番目の質問といたしまして、やはり町長が公認のビラや広報紙かわねほんちょう紙面において発信されております「障がいがある方々が、いきいきと元気に過ごせるための、自立した生活支援とサービスの強化」、あるいは「障がい者福祉の充実」、あるいは「障がいある方への生活支援」など、障害者への福祉の充実や支援について、大変大きく期待を持たせていただける発言を数多くされております。大変心強く思っているところであります。

障害者はもちろん、その御家族や支援の方々からも、大きな期待感が寄せられております。具体的にどのような対策を講じていただけるのか、お伺いをいたします。

以上、通告に従い、3件の質問をお願いして質問席に移動いたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、石山議員の質問に対しまして答弁をいたします。

私は、事あるごとに「町民の安心と安全」という話をしております。公約の中にも載せていただいております。その中において、救急医療、防災、危機管理もさることながら、公衆衛生、感染症対策のほか、健康増進についても非常に重要であると認識しております。

前町長から、さきの新型コロナウイルスワクチン初回接種が、県内はもとより、全国的にも早期に完了できたことは、診療所の先生、職員の方々の御尽力と町職員の対応に加え、何より地域コミュニティの存在が大きく、改めて川根本町の住民の皆様の民度が非常に高いことが認められた結果であるとのお話をお聞きし、私もそのように感じるものであります。

この例のみならず、当町の健康増進、公衆衛生、地域包括ケアについては、地域住民の高い意識に支えられて一定の水準が達成できていると考えておりますが、地理的側面、医療資源などを前提条件とするか、それとも改善できる課題とするかなど、当町の状況を分析・検討する必要があると考えております。その過程においては、地域医療を続けておられる診療所の先生方との意見交換により、具体的な方策を見いだしていこうということです。

例えば、救急医療においては、2次医療圏の救急病院と消防による救急搬送に全面的に依存はしておりますが、これを町内で賄うことは難しいことから、これを地域医療でどのように補完するかを考えていくということです。

また、慢性期、あるいは終末期の在宅治療を望まれる方々も増えており、この対応として、前町長の折に町直営の訪問看護事業を整備したとことではありますが、今後の対応等、状況変化も踏まえながら対策を講じていく所存であります。

石山議員からは、いやしの里診療所に関する御心配もいただきましたが、現在協力をいただいている県及び県立総合病院の考え方を踏まえ、状況に応じた対応をしていくこととなります。

令和4年度においては、現在の清水先生の診療の継続について内諾をいただいておりますが、清水先生の御年齢を考えれば、管理者となる医師の確保については、既に近い将来の課題となっているという認識でおります。

続いて、障害福祉についてでございますが、個々の障害については、御自身の状況・状態ばかりでなく、家族の状況も様々であり、加えて当町には障害福祉関係の社会資源が少ない状況であります。相談業務で個々に対応していくことが、この件に関しては重要だと考えております。

令和3年度より障害関係の機関相談支援センターが広域2市2町で開始され、対応が強化され、町内では徳山地区に当町初めて障害者向けグループホームが令和4年2月に開所するという、うれしい話題もあります。

いずれにしても、障害者の方々に寄り添う気持ちが大切でして、私としましては、先ほどの地域医療につきましても、そして、この障害福祉につきましても、関係者との対話から方策を導き出していくこととしております。具体的な方策については、もう少し時間をかけ、

それぞれの関係者と対話の中からさらに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ただいまお答えをいただきました3番目の障害者の関連から質問をさせていただきます。

当町、町長は、障害ある方々の生活支援サービス強化、障害者福祉の充実などと、障害者への福祉の充実や支援について、大変大きな期待をさせていただける発言を数多くいただいております。また、ただいまも、これからそういったことを十二分に検討していただけるというお話がありまして、本当にありがたいことだと思います。

御存じの、今お話にあったとおり、NPO法人が多くの町民の関係者の切実な願いにお応えいただきまして、徳山地区に長年の懸案であった障害者福祉関係グループホームを建設、開設されます。

私が6月の議会で質問した折、前鈴木町長も大変感謝の気持ちを表明されて、町がどのような支援ができるか検討し、助成を提案したいと約束をいただきました。その結果、これを受けて9月補正で200万円の備品の助成を町が行ったというわけであります。

本来なら、町の、あるいはそれに近い公共福祉団体が建設、運営すべき施設であります。それをNPO法人とはいえ、言わば民間で公的助成200万円のみで約6,000万円もの事業費をかけて建設、運営を決断しているわけであります。

町の公的施設、あらゆる箱物等が町の関わる様々な事業等見ても、助成があまりにも少額ではないかと。このことは多くの議員とも共有、共感しているところでありますが、障害者福祉を公約とされる御理解ある町長です。その点どう思われますか。お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） ただいまお話にありましたグループホーム居住環境整備事業補助金でございますけれども、本年度の第3回の定例会で、議員の皆様から議決をいただいた予算の内容の一部でございます。

議決に際して御説明をいたしましたけれども、福祉施設の運営につきましては、まずもって給付費で賄われるということが大前提、原則でございます。

なお、この補助金については、現在申請者から交付申請を受け、交付決定をして処理が進んでいると、こういうことでございます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 第3回定例会、9月、私が議長の時ですけれども、採決してもらった件ですけれども、今の時点からは課長が答弁した原則論に立ち入ることは難しいことと認識しております。

しかしながら運営が開始されれば、様々な、いろいろな課題が出てくることも、それは想定されることでして、今後の状況に応じて検討の上、対応していくことが必要な場合もある

と私は感じております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

施設は間もなく、もう完成しまして運営が始まっていくわけですけれども、「障がいある方々が、いきいきと元気に過ごせるための、自立した生活支援とサービスの強化」、「障がいある方への生活支援」と、こういうふうに町長は公約ではっきりと言っていたおられるわけですけれども、それを実現するための絶好のチャンスが今目の前にあると私は考えます。

もし、これを町が全て全額やるとなれば6,000万円余のお金がかかるわけで、それが200万円ですることができるわけではないわけですから、新年度予算等も含め、具体的にどのようなふうにお考えいただけるか、方向を教えてくださいたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） とにかく第3回の9月定例会では、皆さんに採決いただいたこと、今後、先のことは先ほど私が申しましたが、対応していく必要がある。

ただ、補助金予算額については、町長が提案し、議会で議決していただいた予算なものですから、9月のときは適切だと私は思っています。

今後の展開の中でいろんな諸問題あると思いますけれども、その辺、ちょっと課長のほうに答えさせてもらいますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） まず、先ほど町長の答弁にありましてとおり、事業者と対話をしていくということが町長の方針であるということでもあります。

まず、現在運営が始まっていない段階でございます。ですので、今後どのようになっていくか、そういったことを見極めていくという形になるというふうに考えております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 運営はまだ始まっていないんですけれども、もう既にある程度予想がつくわけですね。それで非常に心配な状況なものですから、私、今早めに、予算の編成される前に申し上げているわけなんですけれども、その件は町長を信じまして、今後、具体的に検討いただけるということですので、お願いしたいと思います。

議案の第44号で税条例の一部の改正案、固定資産税減免に関する案が出されたわけですが、対象は民間の企業でありまして、利益を出している企業であります。町はこれだけの配慮をされているわけですね、こうした企業に。

この障害者グループホームは全く営利企業ではありません。本来、町が福祉団体でやるべき事業であります。性格上、消防施設等をかなり充実した形でもやらなきゃいけないので、お金が非常にかかるわけですね。そうした施設でありますので、考え得限りの税の減免とか、そうした関連の助成が、援助がどうしても必要になると私は考えております。

町長も応援くださると公言されておりますので、その辺のことへの援助についてはどのよ

うなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 固定資産の話が出ましたので、税務を担当している私のほうからお話をさせていただきます。

当初この話が出たとき、確かにそういうものを受けられるかどうかというのを、前の副町長のほうから話をいただきました。まだ具体的に話は決まっていない状態だったのですが、うちのほうは当然そういう施設があれば該当するかどうかという検討をさせていただきました。

今、手持ちに資料がないのでどういった経緯かという詳しいことはちょっとまだお話、今ここで即答できませんけれども、検討した結果、今回はその該当から外れるといった結論が出たのは確かでございます。

ただ、今町長がおっしゃったように、今後またいろいろ諸事情によって対応できるものがあればですが、現時点で法律にのっとった税の減免はできない状況でございました。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今できなくても、ぜひ条例を改正してでも、そういうふうに現在やっているわけですから、移住、あるいはよその企業が来られたことに対してはそういう対応をされているわけですから、やっぱり福祉について町長もこれだけ充実したいと言っているわけですから、町長のその意思を尊重して、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、これから障害者を受け入れて生活が始まっていくわけですが、障害者の方々がこれから安定して運営していただくことによって生活が安定するわけですから、そうしたグループホームに対して、町が、全部部屋が埋まるということは考えられないわけで、そういう場合の空室に対する助成ということが一つのやり方となってきます。そうしたことについて、空室助成等やっている自治体もあると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 障害者を含め福祉関係の施設につきましては、先ほども申し上げたとおり給付費で賄うというのが大原則であります。

特例的に、今空き室、そういったことに助成をしている例というのは、まばらではありますが、ないことはない。実際にあるということでございます。

今、空き室が出るか出ないかということでありますけれども、それを想定してという話でしたが、まず給付費で賄うということが前提で、その原則の上でこれから生じるだろう様々な事情を勘案し、課題を検討していくということでございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町長の公約といいますか、所信といいますか、そうした基本的考え

方の中で、よその市町では既にそういった空室助成という条例をつくられてやっているところもあるわけですから、ぜひ具体的に考えていただきたいんですが、どうですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 課長の答弁のように、今後様々な運営等の実情もあろうかと思っておりますので、そこは私も課題検討していく、そういうことです。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。1番に戻りまして、医療関係に戻らせていただきます。

町長が先ほどおっしゃられたとおり、町民の安心の源というのは医療環境にあります。川根本町は、何といっても病院までの距離が約1時間というふうにかかる、長距離のところでありまして、一次医療圏、つまり日常の町内の医療が非常に重要だと、町長言われたとおりであります。

私は、これまでも度々質問をさせていただいてきておりますけれども、町の方針は、町内には町立の診療所と民間が四つの経営の五つの診療所体制を守っていくということでありましたが、新町長はこれまでの方針に変更は、このこと、ないでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃるとおりの当町における地域医療体制については、現在の公設民営に公設公営を加えた体制の維持です。私自身もこれを基本としております。

先ほども申し上げましたが、やはり現在、慢性期や終末期を迎える方々が療養する方々が増えてきております。そういった状況でもあり、現在の診療所の体制は崩さない、維持が重要であると思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

それを維持していただくことはもちろん基本的に重要ですが、これから現体制で5年先、10年先も大丈夫かどうかということでもあります。誰が見ても、現状の町内の状況を見ますと、非常に心配な要因があると思います。

状況が変わるまで何も対応しないのかどうかという点についてお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現実、今の先生方、大変頑張っておられます。それぞれの診療所の特徴、特性、そういったものを出していただいております。

また、当町の診療所だけではなく、特に南部エリアにつきましては、川根町身成の高木医院にもお世話になっている町民は多ございます。ですので、そういった先生方との意見交換を進めながら、この町の医療の在り方、そういったものを考えていくということとしております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 私はあくまで町内を対象にお話をしているわけですがけれども、町立町営の診療所は町の施設であります。当然、診療収入は全額町に入ります。つまり町営の診療所は支出があっても収入があるわけで、ほかの診療所とは全く経費が違ってきます。

特にここ数年の決算を見ますと、令和1年には130万円程度の町の支出で約9,300人の患者を診療していただいています。コストは安定しておりまして、医療をこうした見方で見るとは大変失礼ですがけれども、町として非常に軽い負担でこれだけの町民の安心・安全、健康を維持いただいているということは、注目に値すると私は思います。月700人もの町民を診ていただいているということを見ても、町営の診療所、その存在意義は重く、非常に重要で不可欠なものであると考えます。

単純に比較はできませんけれども、町民の目線で見ると言うならば、特にこのところ問題になっている町営の他の様々な施設、箱物等に対する重い負担などと比較すると、費用対効果は群を抜いて優秀な施設だと思いますが、どうですか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、町が軽く扱っているということはどのようなことを意味するか承知しておりませんが、当然のことながら、町内での診療所は生命・健康に関わる施設でありまして、その全てが大変重要な施設であるという認識であります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 費用対効果という面で、一般施設と比較しまして、非常に健康に関わることですので、重要な施設だという御認識を確認したかったわけですがけれども、私がお聞きしますと、いやしの里診療所に来ていただいた先生は長距離を来ていただいております、前日、朝方まで手術に立ち会って患者を診て、僅かな仮眠をして駆けつけられたという話もお伺いしました。本当にありがたく、尊いものだと考えます。

町民の命に関わる施設でありまして、町の中の扱いですよ、それが今町長お答えになったんですけれども、ほかの施設全体を見て、施設面、全体の診療所の全てを見て、もう少し重きを置いていただいてもいいんじゃないかということなんです、どうでしょう。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私も重きという点から言わせていただきますと、私が新聞報道で東京行った、どこ行った、そんなのが載るんですけども、まず私の最初の仕事は、診療所の先生、開業医の先生、そこから始めました。いろんな理由があったんですけども、皆さんにお会いして、特に大下先生のところは夜9時頃押しかけて行って、いろんなお話もさせていただいて、ここに私の公約というのは皆さん御存じのようなことですので、決していやしの里診療所を軽く見ているとか、もっとということではなくて、私はやっぱり先生方ともっともっと対話もしていきたいし、その中でまた大事に、病院というのは、もう私一番悲しかったことが、上長尾の診療所、小沢医院というのがあるんですけども、あのとき、私のおじ

さんにも当たるんですけども、その先生が亡くなったとき、しばらく上長尾というところは病院がありませんでした。そのために歴代首長さん苦勞して、当時の上野さんですか、北海道まで探しに行っている。そういった病院のことを考えるときに、手厚くいろんなことをまだ考えていきますが、もっともっと先生方とお話しながら、これから先、医療体制、医療行政、そこもしっかりと考えてやっていきたいと思っていますので、議員もよろしく願います。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

前回、前の町長のときには、医療関係の計画は現状ないというお話でしたものですからお聞きしたんですけども、菌田町長はそれをこれから考えてくださるということで、医療計画というものが無いということは、町民は非常に安心感とはかけ離れておりまして、医療関係は特に現状を捉えて、将来を予想して対策していくということが一番重要でありますので、それが無いと我々町民は今までのように医療難民と言えるような状況でして、診療所が突然長期休診になると、あっちの病院行ったり、こっちの病院行ったりするということで、非常に難民状態でありました。

町はそうした状況になって、初めて先生を探しに重い腰を上げて今まで対応いただいていたというふうに私は思っているんですけども、町長はこういった後手に回ったやり方ということについてどう考えられるか、その計画について、医療計画ですね、それについてちょっと教えてください。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 先ほどお答えはしたんですけども、ここに医療従事しておられる先生方、もっともっと意見交換したい、私は。そんな意味からも、これからいろんな方策がきっとまた導き出されてくる。医療難民、絶対、私づくりたくありませんから、その中で、いろんな先生方との話合いの中で川根本町の医療、しっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 力強く言っていただきました。ありがとうございます。

もう少しそれに関連して、そういうお答えがいただければ言おうと思っていたんですけども、現在、川高の留学生なども70人、寄宿舎では町はお預かりしておりますし、また移住・定住対策、そして子育て支援、そういったことの全ての原点は、盤石な医療体制がやっぱりどうしても必要になってくるということで、その点の充実、医療計画、医療体制づくりというものを考えていただきたいということで、町長、考えてくださるということで、安心して、今、私が調べましたら、井川においても世帯数は200戸ほどで370人ほど、あの地区にはいないんですけども、立派な町立の公立の診療所がありまして、内科、小児科もあります、それで外科。その三つを診てくださる先生が平日診療されておりまして、この井川と同じ370人の人口比でいきますと、我が町は16人の医師が必要になるわけですから

ども。また森町は13の診療科、131の病床数を持つ立派な病院があることは御存じのとおりで、これ以外に診療所が7つあります。森町と同じ比率だと、約8人の医師が我が町でも必要ということになりまして、県平均ですと476人に一人の医師ですから、単純に比較はできないんですが、12人が我が町の町内に医者がいてもらいたいという感じになるわけですね。

そういった面から見て、我が町の五つの体制では、非常に不満足な状況なんじゃないかと私は考えております。そういうことで将来の計画についてお伺いしたわけですが、一応考えてくださるということですので、ちょっと次に移らせていただきます。

時間がありませんので、いやしの里診療所に関連しまして、本川根診療所の先生が今赴任していただいて、大変安心な状況をつくっていただいていますけれども、9月13日の全協でいやしの里診療所が突然火曜日が休診になるというお話がありまして、県立総合病院から派遣いただいている医師は引き上げる旨の報告がありまして、あまりに一方的な突然の報告で唖然としたわけでありまして、選挙直前であってほとんど質問もないまま現在に来ているわけですが、火曜の休診状態が続いているということですが、非常に不安な町民の方々からの声が上がっております。

せっかく月曜から土曜まで診察いただいている形が整っていたのに、これをなぜやめてしまったのか。年度の途中でこういったことが起こるということは、普通ではないというふうに私は思いますけれども、そうした町民や患者の気持ちということを考えていただくと、こういった患者や町民は理由を聞く権利もあると思いますので、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） いやしの里診療所でありまして、平成23年から、議員の質問にもありましたけれども、県立総合病院の協力を得て診療をしていると、医師を確保しているということがございます。現診療所、清水先生に御協力、あるいは御尽力をいただいて、医師の確保を続けてきているということも事実であります。

県立総合病院側から医師の派遣について、その在り方を協議されました。その結果、この10月に医師の派遣がなくなるという結果になったということでございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 既に公表されている、いやしの里診療所の運営委員会というものがありませんけれども、ここの記録を見ますと、外来専門の医師で県立総合病院で家庭医専門のプログラム研修を受けた医師の派遣、これは特に家庭医という外来専門の全科の外来診療のトレーニングを受けた医師ということでもありますけれども、こうしたこの町になくてはならないというか、非常に必要なオールマイティーで診療できる医師の確保ということで、県立総合病院が火曜日にその先生を派遣いただいていたと。

この町の将来まで考慮した中での診療所の機能や、先ほど町長から言われた現所長の年齢等もお考えの上で、念頭に置いてそのような後継者のことを考えて対応いただいていたとい

う現状であったというふうな報告でありましたけれども、委員長からもこれを受けて、町としてもそうした医師を受け入れて、高齢診療所としての役割を果たされたいと発言されていますが、こうしたことを踏まえ、診療所の将来性、将来ということについて町はどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 今、御質問にあった研修医のプログラム、派遣医師の受入れ、一昨年から受けております。現在は1名の医師を伊豆日赤から受け入れております。県立総合病院から伊豆日赤へ所属が移転した結果、今、続いているということでございますけれども、本人の御意向もでございます。それから、それぞれが所属する組織の意向という部分もでございます。

何分、相手のあることございまして、今後も協議を続けていきたいというふうに考えております。その都度、状況に応じた対応になってまいりますけれども、続けてまいります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 現在の先生と安住先生のことを言われているんですけれども、お二人の医師が今現在はいやしの里に来ていただいているんですけれども、そのお二人はこれから先もずっと来ていただけるということで間違いないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 今後の先はどうか分かりませんが、まず令和4年度につきましては、所長である清水先生は継続について内諾をいただいているということ、先ほど町長が答弁をしております。派遣医師につきましては協議を継続してまいります。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 我々町民は、申し訳ないというか、何ですかあれなんですけれども、来年1年だけじゃなくて、その先もまだ生きていくし、病気にもなるわけなんですけれども、来年1年だけというその日暮らしのような契約というか、あれでは全く納得がいかないわけです。患者は地元だけではなくて、水川以北、ほとんど北部地区全体におられるわけです。3年先、5年先と、そういう先のことが分からなくては、町民の安心・安全はどうかでしょうか。町長の所信にもこれは関わってしまうことなわけなんですけれども、1年契約ということで、それで、ああ、分かりましたというわけにいかないんですけれども、いかがですか、その点は。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） そのとおりではございますが、いやしの里診療所、民間診療所、それぞれの先生が強い意思と責任感を持って診療に当たっていただいております。それは大変ありがたいことです。そうしたことに私も何も応えないわけにはいかない。だから、さっきから言っているんですけれども、状態が未来永劫に続くことはないとは思いますが、私が先生方の、私は現場へ行く町長ですから、意見交換しながら地域医療体制を安定させていきます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ、先生方の様子もよく御覧になって、お話をさせていただきたいと思います。

いやしの里運営委員会は、診療所の管理運営について審査する、審議するということになっております。まさに、一番委員会を開催すべき事案が今年起こっているわけですが、その開催状況はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現在のところ、開催をしてございません。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） このような方向が大きく変わっていきそうな一大事の管理運営の変化が起こっているのに、委員会を開催しない理由は何ですか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現在いやしの里診療所自体のこともありますけれども、何分、相手があることでございます。その協議を続けているということでございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） いやしの里の現状の理解ということも委員各位の皆様にはしていただけない。その中でいろんな話合いが出てくるわけですから、当然委員会が開催されるのが重要だと私は思います。

今年の3月25日には、前年度ですけれども、委員会が開催されました。そのときにはどのようなお話があったのか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 申し訳ない、今手元に資料がありませんので明確な答えができませんけれども、私の記憶によれば、令和元年度の事業報告、それから令和2年度の状況報告、3年度の予算、そのような話をしたという記憶がございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今年の3月25日の委員会の時点では、清水所長から医療関連の連携法人の話があったというふうに聞いておりますけれども、そのことについてはお分かりですか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） はい、記憶でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今年の1月8日だと思いますけれども、前町長が行政報告で、1月8日に県立総合病院の田中院長はじめ関係の方がお見えになって、大変ありがたい提案をいただいたという話をお伺いしました。

どのような提案があったか、教えていただけますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現在連携をしております県立総合病院側から、いやしの里診療所への医師派遣など、医療連携を進めていくための提案がございました。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 私も若干お伺いしましたが、それによりますと、ホームページなどを見ますと関連の資料がいろいろ出てくるわけですが、県立総合病院といやしの里診療所の関係が一つのモデルケースということで、県立総合病院と今時々問題になっている清水の桜ヶ丘病院という三つの地域医療連携の法人をつくるという計画があって、県立総合病院といやしの里の契約を先行していきたいという御提案だったとお伺いしました。

これの連携によって医師や看護師が非常に有利に確保できるということで、他の市町も羨むほどの御提案であるというふうなことで私は伺ったんですが、このことは長期的に我が町の医療を考えると非常に重大なことだと思います。私は非常にそれを聞いたときうれしくて、安心、期待を持ったわけですが、その取扱いについてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） すみません、ホームページというのはどこのホームページか、ちょっと承知をしておりません、いわゆるネットでの検索結果ということでよろしいかと思えます。ホームページで正式に出しているとはちょっと承知をしておりません。

現在、静岡県内には、今議員がおっしゃられた地域医療連携推進法人というのが二つあります。一つが静岡県立病院機構が中心となって立ち上げているもの、もう一つは東部にその後できております。

この県立病院機構のほうの医療連携推進法人は、現在三つの法人で形成をされております。一つが静岡県立病院機構、それから静岡社会健康医学大学院大学、それから地域医療機能推進機構、いわゆるJCHO（ジェイコー）という非常に大きな三つの組織で作られている、ふじのくに社会健康医療連合という法人組織となっております。この連携推進法人ですが、三つの非常に大きな法人同士のつながりがございます、当町が公の施設の管理運営の在り方を含めて、地域医療を考える上で重要な相談先の一つであるというふうに捉えております。当町は、現在でも契約による連携で静岡県立病院と連携をしておりますので、その中での手法の一つということで捉えてございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 菌田町長は、県立総合病院側が基本的に全てを引き上げるというような、関係を断ったかのような、危機的な状況のような対応をされたということで、火曜日の先生が引き揚げたわけですが、そういったことについてどうお考えですか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 今の連携協定ですか、私もつい最近聞いた話の中において、前町長、

副町長、その動向、行動はちょっと私も分からないんですけども、きっとちょっと町民の安心・安全、いやしの里の診療体制、見通しというテーマがちょっとずれていると思うんですけども、当然のことながら、当時町の責任者として慎重に対応をされていたと考えます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町の北部地区の医療のことを見ると、非常に今心配な状況なわけですけども、そういったことがあると。それで、町民にこのことを議会に対しても諮らないし、またいやしの里委員会にもかけておらない。いやしの里の委員会では、3月に先生のほうからその医療連携推進法人についての簡単な説明があったんですけども、それにもかかわらず、この町の百年の計、町民の命に関わる医療の問題ですから、こういったことをあまりよく分からない状況のまま、委員会にも議会にも出さずになぜ対処してしまったのか、なぜそういった対応になったのかということについて、もう一回お伺いします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 現段階では双方で協議をしているということでございます。まずは、お話をいただいて打合せをし、協議をしているという状況でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 実際に、もう火曜日の先生は引き揚げられてしまったわけですよね。それで遠隔診療もやめろといったぐらいの状況だったというふうに、私はお伺いしているんですけども、ということは、非常にあんまりいい関係になっていないと私は思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） いい関係、悪い関係というのがどのようなことなのか、ちょっと見当がつかないわけですが、いずれにしても話はしております。私としては悪い関係とは思っておりませんが、関係者の方ではそういうふうに思っている方がいるのかもしれない。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私も、担当課長連れ立って、総合病院、理事長にも実際お会いしてきました。その中において、いい関係、悪い関係といえど、私はいい状況、いい状態の中で県立総合病院とのお付き合いもしてまいりたいし、現在でも遠隔診療や、ふじのくにねっと等で関係がありますので、今後とも地域医療体制を維持していく方策の中で、大変重要な、非常に重要な連携先であることから、今後もやはり引き続きこの関係が継続できるように尽力してまいりたいと思っています。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 非常に、この問題が起こったのがタイミングが悪くて、町長選とか町議選の直前だったものですから、こんな状況になっているわけですけども、この医療連

携法人に入れていただければ、本当に非常にこの町にとって有利な状況であると私は考えますけれども、現にもう火曜日の先生を引き揚げてしまったということで、いやしの里診療所は1週間の医療の体制がもう狂ってきてしまっているわけで、しかも、来年以降はもう一人の先生もどうなるか分からないようなお話ですので、本当にこれから先が私は心配になっております。

どうかもう一度、町長、その辺をしっかりとお聞きになって、町民6,000人の半分の北部の3,000人と考えてもいいわけですがけれども、いやしの里の診療所をそうした連携の中に組み込んでいただけないかということで、よくそういったことをお願いに行っていたきたいなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃるとおりに、町の先生方、何人もおりますので、そういった方々の先生方の話も聞きながら、当然、清水先生のお話も聞きながら、とにかく先ほどから私申しましたけれども、意見、対話していきながら、診療所に関しては努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 石山貴美夫君に申し上げます。

質問の制限時間が近づいております。まとめをよろしく願いいたします。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

町長もそういう話題いただきましたので、長く町の医療の歴史に残る、今非常に厳しい大きな別れ道になっていると、私は認識しております。我が町の医療の現状とこれからをよくお考えいただいて、現いやしの里の所長のお話も、町長お聞きに行かれるということですので、ぜひ意見を交換していただいて、この町の安心を守っていただきたいと思っております。

いよいよ3回目の接種とか、本当に医療関係の御担当の方々はお忙しい思いをされている。また、10万円の給付とかいうことは十分に承知した上で、非常に今、町の過渡期にある医療連携法人ということが私は非常に気になっているものですから、残念だ、もったいないなど思っているものですから、質問をさせていただきました。

もうすぐ今年も終わりですけれども、町民にとって来る令和4年がいい年になりますように心から祈念をさせていただきます。

以上、医療関連につきまして質問をさせていただきました。まだ、私は非常な不安な気持ちのままですけれども、真剣に町長、お答えをいただきました。今後の御対応に注目していきたいと思っております。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上で、5番、石山貴美夫の質問を終わります。

○議長（杉山広充君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

休憩といたします。再開は午後1時20分より再開といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 零時 18分

再開 午後 1時 20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、中澤莊也君、発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 最後の質問者となります。午後のお昼休みを挟んで少しまぶたが重くなる時間帯だと思いますが、少しでもお付き合いを願いたいと思います。

9番、中澤莊也です。一般質問通告に従って質問を行います。

質問事項は、生産年齢人口の移住・定住の促進についてと、自然環境、地域資源を生かした観光振興についてであります。

最初の生産年齢人口の移住・定住の促進については、3点の質問を行います。

1点目は、少子高齢化による急激な人口減少、特に町の将来、地域経済、地場産業の振興等に大きな影響をもたらすと考えられる生産年齢人口15歳から64歳の人口流出を食い止め、町外からの流入を促進するための移住・定住の強化対策について、情報の発信、子育ての支援、移住・定住希望者の住居、就労の場の確保等の面から、町長の考え、施策を伺います。

2点目は、人口急減地域の課題であり人口流出の要因であり、U I J ターンの障害と国が考えている、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できていないとの課題を解決するための手段として、国が推奨している特定地域づくり事業協同組合制度について、町の考えを伺います。

3点目は、特定地域づくり事業協同組合の設立には、県労働局との事前協議や設立認可申請に係る定款の作成など、多くの時間と労力を必要とします。知事認可までの手続を円滑かつ迅速に進めるには、行政の手厚い支援が必要と考えます。特定地域づくり事業協同組合の設立を考えている事業所、団体等への支援について、町の考えを伺います。

質問事項の2、自然環境、地域資源を生かした観光振興については、4点の質問を行います。

1点目は、ユネスコエコパークの重要な構成要素である伝統芸能（神楽等）、民話、伝説、昔話を新たな観光資源として活用することについて、町の考えを伺います。

2点目は、南アルプス国立公園の範囲拡大のために、現在、環境省が行っている調査の結果が二、三年後には出るということを知っております。国立公園の範囲拡大には、地権者の理解はもちろんのこと、地元住民の意識の醸成も欠かせないものと考えます。南アルプス国立公園の範囲拡大についての町の考えと、千頭駅周辺まで範囲が拡大された場合の対応等について伺います。

3点目は、以前は寸又峽を起点として柴沢を通過して光岳に行ける登山道があったということ

も聞いております。現在、川根本町側から光岳に行く登山ルートは皆無であります。登山道の整備は、自然環境を破壊し自然に大きな負担をかけますが、人の手が入ることにより守られる自然もあると考えます。お立ち台までの寸又峡左岸林道の整備、現在の状況等を含め、光岳までの登山道整備についての町の考えを伺います。

4点目は、前鈴木町長もよくその価値と魅力を語られていた、本州唯一の光岳南西側に広がる原生自然環境保全地域の価値と魅力を広く町内外に知らしめるための手段として、「ヘリハイキング」を試行的に行うことを提案いたします。来年30周年を迎えるやまびこ資料館の記念イベントとして実施してみたいかと思いますが、町の考えを伺います

行政側の明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、中澤議員の御質問にお答えします。

一つ目の移住・定住対策の強化促進に向けた具体的な施策についてであります。この問題は、私の公約の一つの柱であり、少子高齢化に伴う人口減少問題への喫緊の課題であると捉えています。この状況を打破するためには、「川根本町に住みたい、仕事がしたい、子供を育てたい、そして川根本町に住んで幸せだ」と思える町にしていかなければなりません。

これは、移住希望者はもとより、今住んでいる住民のみなさんも同じように思える町でなければなりません。そのためにも3つのキーワードとして「安心」「安全」「未来」を掲げ、まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

その中での重点である移住・定住に向けた施策として、プロモーションを含めた町の情報発信が重要であると考えております。ホームページなど様々なツールにより町の状況など、利用者に分かりやすい情報発信体制の構築に努めます。

町内の雇用の確保として既存の企業等への支援の継続とともに、町内情報基盤を生かしたサテライト・オフィスを含め多様な企業の誘致に努めます。

また、就業と併せ住環境整備として、引き続き空き家バンク制度の促進に努め、移住希望者や住民の皆さんへの提供とともに、移住者を含め地域コミュニティ参画への支援体制の強化を図ってまいります。

いずれにしましても、まちづくりにつきましては、行政においては枠を超えた横断的な取組が重要であり、そこに住んでいる人が自慢できるまちであることが人を呼ぶと考えます。川根本町を千年先も続くまちとしていくためには、郷土を愛する気持ち「川根本町愛」の醸成が不可欠であり、これを核としてまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

2点目の人口急減地域の課題解決の手段として、国が推奨する特定地域づくり事業協同組合制度、及び3点目の発足を考えている団体等への支援についての町の考えはどの質問でございそうですが、当該制度につきましては令和2年6月に法律が施行され、本年12月1日現在では全国で27の組合が認定されております。この制度は、人口急減地域の事業者が協同組合を

設立し、組合が雇用した職員を組合員へ派遣する制度であり、事業者単位では年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないなど、過疎地域での事業者が抱える課題を解決する手段の一つとして設けられたものであります。

本町におきましても、農業・林業・観光業など、年間を通じての雇用が難しい中、各産業の就業時期の組合せによって仕事を確保し、就業機会を提供することにより地域の担い手の確保や、U I J ターンの障害が解消される有効な手段の一つと考えられます。

一方、制度導入に当たっては、組合設立に4人以上の組合員と組合員による出資が必要であり、運営においても核となる人材、組織が重要であります。運営等については、国の財政支援はありますが、支援期間が未定であり将来的には支援が終了した後の運営についても設立時には検討しておく必要があります、町としても将来的な財政支援への負担も考慮する必要があると考えています。

また、当然ながら継続していく上では、参画する事業者の運営への強い意思が必要であります。当該制度については、本年2月に山村開発センターにおいて県と県中小企業団体中央会主催で説明会が開催され、本町及び島田市の各種企業、団体の皆さんが参加されております。組合設立の手続については、中小企業等協同組合法で規定され、同法に従って手続を進める必要があります、特定地域づくり事業協同組合の認定については、県知事の認定を受けることになっております。また、認定については、市町村長の意見も求められることになっております。

まだ県内においては、組合設立の事例はありませんが、さきにも申し上げたとおり、移住・定住施策の一つとして有効なものであり、川根本町過疎地域持続的発展計画の移住・定住・地域間交流の促進・人材育成対策にも位置づけておりますので、県外を含め近隣市町の動向の研究と併せ、町内関係団体との協議など支援体制の準備をしていきたいと考えております。

次に、観光振興関係の御質問にお答えさせていただきます。

伝統芸能や民話、伝説、昔話を新たな観光資源として活用する考えはないかとの質問でございますが、平成30年に文化財保護法が改正され、静岡県は令和2年3月に静岡県文化財保存活用大綱を制定し、県内市町においても文化財保全活用大綱の作成について調査が来ているところでございます。県の保存活用大綱には、文化財の保存とその活用について観光、まちづくり行政との連携も含まれており、町としても県の活用大綱等を参考に令和4年度から文化財保護審議会を中心に町内外の有識者の意見を聞きながら、県・国及び町内関係機関と調整し、令和7年4月をめどに基本計画を作成する予定であり、観光資源としての活用も取り入れていければと考えております。

民話・伝説、昔話については、既に観光協会やエコティかわね等により、これらを組み入れた取組も実施しております。今後もこの状況を踏まえ、町の観光資源の一つとして活用できればと考えております。

次に、南アルプス国立公園に対する町の取組、考え方の質問にお答えします。

南アルプス国立公園区域拡張につきましては、今月7日にも環境省へ出向き、継続してお願いをしてきたところでございます。環境省では、南アルプス国立公園における公園計画の再検討に向けて、令和2年度から自然環境や利用状況に関する情報収集調査業務を実施しており、本町においては、昨年12月にヒアリングを受けており、令和4年度より区域の検討に着手する予定とのこととあります。

本町は、大井川源流部原生自然環境保全地域周辺の地域が新たに国立公園区域として拡大指定されることにより、自然景観の保全がより一層図られるとともに、地域の観光資源としても活用していければと考えております。いずれにしましても、調査報告を受けた後、方向性を検討していくこととなります。

次に、光岳へのヘリハイキングの試行的実施についての質問にお答えいたします。

以前は、本町から光岳に行く登山道があり、多くの登山者が千頭を起点に南アルプスを目指し登山をしておりましたが、現在は、度重なる崩土等により本町から登山はできない状況であります。

議員ご提案のヘリハイキングは、夢もあり登山ができなくなった方や山や自然に興味のある方など、日頃行くことができない光岳周辺の自然のよさを知ってもらう機会を持つ一つの手段ではあると考えますが、試行には様々な条件も絡んでくると思われまますので、一つの御提案として承らせていただきます。

光岳の登山道整備につきましては、担当課長より答弁とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 私のほうから光岳への登山道についてお答えさせていただきます。

現在、光岳への登山ルートは、長野県飯田市易老渡側のルートで利用、案内をしております。寸又左岸林道柴沢側のルートは、お立ち台先で大規模な崩落箇所があり通行できる状況ではございません。お立ち台から先の新たな登山ルートを登山関係者が摸索しているとは聞いておりますが、具体的な状況は把握しておりません。整備するには、大規模かつ長期的な整備になるかと思われまます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初の生産年齢人口の移住・定住の促進ということですが、町長の答弁の中で、情報の発信ということで、プロモーションビデオを作って町内外に川根本町の魅力等をPRしていくというお話がありましたが、このプロモーションビデオの作成について、以前、人材育成をしてその人たちにお願いしてビデオを作ったという経緯があるんですが、その後の状況と今後の取組について、まず再質問をいたします。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 中澤議員がおっしゃられたのは、以前の住民ディレクター養成講座というということで、情報政策課が担当した講座がございました。これが平成27年度に講演会を一度開きまして、28年度に都合5回の講座を開いて7名の方が講座を受けられて、自主的に、時間的には短いですが番組といいますかビデオを作りまして、最終的にはユーチューブを使って公開をされておりました。もともと町の中の組織ということではなくて、住民自らが情報を発信するというそういうコンセプトで養成をしましたので、その子は個人的に作られて、今そういった活動もされているとは聞いております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） そのプロモーションビデオの関係ですけれども、研修を受けられて現在もフェイスブックやSNSで川根本町の魅力とか事業について発信をされている方にお聞きしますと、町と協力して町のほうで頼まれてやると何か自由度に欠けるというお話をされていたんですが、町から情報を発信するに当たって、何かこれだけは著作権の問題とかいろいろあるかと思うんですが、何かそういう制限というのがあるんでしょうか。その辺について伺います。

○議長（杉山広充君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 議員がおっしゃったのをちょっと逆の考え方をしますと、町が入ってしまって町が発信したということになりますと、いろいろやはり制約がかかる可能性はあります。ですので、個人の立場で情報を発信してもらおうと、そういった方法で最初からそういった考えの下、始めた事業であります。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今の問題ですけれども、分かりました。町が発信するほうが何か問題があるということで、民間の人たちに自由に情報発信していただいているということが分かりましたけど、今、フェイスブックとかSNSで情報発信されている方がたくさんいらっしゃいます。情報の発信という面が、やはり行政はそんなに私の感じでは強くはないというふうに思います。そういう面を補うために、民間の人と委託契約をして年間の事業、年間を通して事業の発信、例えば文化財の紹介、自然の紹介というようなものをやっていただく考えはないか、伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今、民間ということ議員言われましたけれども、これから先の問題いろいろあると思うんです。確かに町というのは、情報発信というのは少し苦手なところもあったり、これからも改良していかなきゃいけないこともあると思います。また、その中でまた検討もしていかなければならんことだと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） ぜひ希望します。かなりフェイスブックを見させていただきますと、すばらしい情報が発信されています。映像もすばらしいものが出ていますので、その人たちのフォロワーというのがかなりたくさんいらっしゃるみたいですので、ぜひそういうツールを使って、行政だけでなく民間の力を使って町のすばらしさというのを情報発信していただきたいと思います。

次に、町長の答弁の中で、企業支援という若者の就労の場の確保という質問に対して、企業の支援ということが出ましたが、具体的にどのようなことをされていて、どのようなことを考えられているのか、伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 企業の支援ということで、若干説明をさせていただきます。

企画課としましては、昨年度までサテライト・オフィスの補助金ということのを要綱をさせていただきます。それについては、空き家活用とICTに特化した補助金でして、なかなか実績ゼロということでありましたので、本年度からオフィス設置補助金ということのを要綱を変えまして、これは情報基盤、ICT関係でなくて、いろんな企業の方が設置に来たりとか、また町内の方でも設置をするというようなことであれば、支援していくという制度でございます。

あともう一点は、観光商工課にあります既存のチャレンジ補助金とか、そういうものを活用させていただいて、これは企業とか事業継承というような支援のことだと思います。

もう一つ、午前中の質問の中で若干触れさせていただいたネクストリーダーズプロジェクトというのにつきましては、一つの目的としましては、町内外の高校や大学、専門校などに通う生徒、学生が卒業後に町内に定住して地元企業等へ就職し、次世代の地域の担い手となることを目的として今回立ち上げたものでございます。これにつきましては、地元企業の採用情報の提供とか、低金利での教育ローンの提供、教育ローンの元金及び利子の補助、当然5年間の定住を条件とさせていただいております。町内企業に就職とか、あと町外でもここに定住していただいております。通勤していただく方については、元金の補助というようなことをさせていただきます。

実際には今募集をしまして、対象の中学3年生、高校生には全て文書を発送させていただいて、こういう制度をつくりましたということで、説明会をちょっと予定したんですけども、予約制でやったんですけども希望者が1名だったもんですから、個別として説明をさせていただきます。その後につきましては、やはり制度の周知ということで、改めて各金融機関のチラシ等を入れたものを配布させていただいて、継続的な学生への情報提供を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今のことは、大学を卒業してこちらに就職した、そういう人たちに対

する支援というふうで捉えていいと思うんですが、私が言っているのは、そういう人たちを受け入れた、例えばU I Jターンをして帰ってきた人たちを受け入れた企業に対する支援、以前視察に行ったところでもそういう人たちを受け入れた企業に対しては、町が何らかの支援をしていたという記憶がありますが、そのことについて伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほど企業支援ということで設置についての支援を申しあげましたけれども、今の支援については、当然今後必要かもしれないとは一つの方策とは思いますが、現在については、そういう支援はございません。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 新たな川根本町の魅力を感じて移住・定住をしている人たちにとってと企業のマッチングを図るためには必要な制度だと思いますので、今後、検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、移住・定住住居の確保、就労の場の確保ということで、町長は現在、川根本町が積極的に取り組んでいる空き家バンクの制度の充実ということをお話しされましたが、空き家バンクというのは現在はマッチングをする、例えば移住・定住して空き家が必要ということ、インターネットで流れた情報を見た人がこちらに来て、その空き家を町の案内を見て、気に入ったらその空き家を所有者、宅建業者等交渉をするという、言わば消極的な制度であるというふうに捉えられます。

ですので、例えば、民間企業に働きかけて空き家、古民家等を改修し、そこに人を呼び込む。そして、その人たちのシェアハウスとして利用するという例が福島県のほうにあるようなんですが、私はそういうことも必要ではないかというふうに思いますが、空き家バンク制度の充実、強化という面でお答えを願いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 空き家バンクにつきましては、先日、2年前に区長さんを通じて町内の空き家情報をいただきまして、506軒ほどということで、そのうち429軒くらいに文書を出しまして、所有者の意向をいただいております。

先日の区長会におきまして、2年経過しましたので新たに調査のほうを依頼しております。空き家バンクについては要綱を改正しまして、今までは本当に居住、移住される方への提供ということでしたけれども、今現在、空き家バンクを利用できるのが一時居住、住所を移さなくても今よく言われる一時居住の方、もしくは企業でも従業員の宿舎がない場合は、企業が借りていただいて空き家バンクを利用できるというように要綱を改正して取り組んでおります。ただし、やはり空き家バンク、公の町がやるということで、案内については地区と付き合っていたいただきたいというのを全面的に、必須条件じゃないですけども言っております。

議員言われるように、全国的に空き家を利用したイノベーションということも考えられますけれども、今後、町長の施策にもありますので、そういう事例を見て、ただ所有者との交

渉とかいろんな面で、これを町が率先して整備するべきか、それとも民活、民間の力を借りていくかということがありますけれども、できれば民活のほうを推奨していきたいなという感じは持っていますけれども、今後事例を研究して、空き家の活用ということで進めていければと思っております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 空き家バンク制度は、この頃移住コーディネーターも設置されて機能しているようですので、さらなる充実を期待いたします。

次に、過疎地域の急激な人口減少に対応する制度として国が推奨しております特定地域づくり事業協同組合制度について、先ほど町長の答弁の中で、核となる組織の育成、人材の育成が必要だという御答弁がありました。もう少し具体的にこの辺について触れていただきたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 議員から御質問のあった特定地域づくりの組合につきましては、多分議員いろいろ勉強されて、御承知のように4人以上の組合員と事業所とあと出資金が必要となっております。これについては、やはり運営していくのは町ではございませんので、そこで核となる人材が必要ということになります。当然運営していく上には、事業所認定されて10年の認定期間のうち、国の補助金が半分入って、あと利用者の補助金の半分でやっていくわけです。ただ、国の補助金がいつまであるかというのは未定で、10年も補助するかというところとちょっと今は保証されてございません。

ですので、それを見越して参画する団体、観光業、農業とかいろんな業者の方がちゃんと振り分けて年間の事業をずっと維持できるという調整をする人が必要となってきます。そういう方についてが核となるというところで、これは幾ら町が先導しても、事業者体が継続してやる気持ちがあれば継続はできないというふうに考えております。

ですので、国の補助金がなくなったときに、半分の事業費をどうしていくかというところまで考えていかないと、この事業については継続ができないし、またその組合で雇われた方はずっと組合で仕事を定年までやるというわけではなくて、そこへ来るきっかけづくりとして、できれば参画していた組合員事業所のほうへ就職できるような体制というところで検討をしていかなければならないと考えております。

支援につきましては、今、県内では動きがないということですが、実際、島田市のほうでちょっと考えているというところで、やはり県も島田市も若干入って相談をしている最中ですが、まだまだ先というところでその動向を見たりとか、県外でも例えば山梨県の早川町辺りも今年度設立の予定ということで、若干担当市には連絡を取ってまた進捗状況とかを勉強させていただきたいよというふうに考えておりますので、実際はそういうような回すような人材がその核となって、参画している組合員の方でもいいですし、そこをしっかりとっていかなないとこの組合自体が継続していかないんじゃないかなというふうに考えて

おります。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今、大村課長の答弁で民間主体だというお話がありましたけれども、やはりこういう組織、先ほど町長の答弁の中に効果的な手段の一つだという御答弁もありました。試しにこういうことをやってみる必要性は十分にあるというふうに思いますし、町のほうとして行政のほうとして、そういう人たちを育成する使命というか、行政の責任であるような気がしますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） この国で考え推奨している制度としては、非常に有効な手段と考えております。ただ、先ほど申しましたように、これは雇うのは企業の人材ですので、その企業がしっかりした性格を持って雇用の体系を考えていかないと、幾ら町が主導してやっても、そこに雇用が確保されていないとその組合がうまくいきません。

ただ、これの設立については、先ほど申し上げましたように、熱意ある事業者も必要ですけれども、今現在、どこの例を聞いても、やはり町、県とかが一緒になって考えていかないと進まないよというような御意見もいただいておりますので、そこら辺、町、県が最初からの程度入っていくかというところも踏まえて、実際に町内の企業が言ってきたときにすぐ対応できるように研究していきたいというふうに考えております。

町が全然協力しないじゃなくて、それはしっかりと協力していかないと、こういう過疎地ですので、うまくいかないと思いますけれども、町があまり主導的にやって押しつけがましくやる制度ではございませんので、そこら辺はご理解していただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 分かりました。民間主導でということで、町のほうも全く関わりじゃなくてそういう制度の説明をしていきたいという御答弁であったかと思えます。

先ほど、私の質問の中で、この事業組合を立ち上げようとする事業所がこれから出てきた場合です。設立にはやはり相当大きなハードルがあります。事前の県との協議、定款をつくらたり登記をしたりする事務的な手続があります。なかなか民間だけではできない部分があるものですから。そういう事業者があった場合、やはり事務的な支援ということも欠かせない行政の一つの支援ではないかというふうに考えますが、その事務的支援について考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） これにつきましては、先ほど町長答弁にありましたように、本年2月に県と静岡県の中企業団体中央会の説明がございました。組合設立については、この中央企業団体中央会が深く絡んでいただけるというようなことも聞いております。

今申し上げたように島田市の例も、県もこの中央企業団体も入って今話をしているそうです。まだ組合設立には至っていなくて、やはりそういう段階から一緒になって考えていただ

けるということですので、本町につきましても、やっぱり最初のもし希望者が出た場合、そういうふうに絡んでいかないと、この認定に当たっては町長、町の意見、あとまた町はそれに伴って、あとはシルバー人材センターとかいろんな森林組合もありますので、そういう方たちの意見も聞きなさいよということですので、そういう面については、やはり多分一緒になって検討していかなくちゃいけないんですけども、先ほど来、言いますように、これはその企業がやっぱり熱意を持って、その熱意に応えるように町、県、組合というようなことで連携していかないとうまくいかないのかなというふうに思っています。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いずれにしましても、先ほど、私も答弁させていただいたんですけど、やはり移住・定住、そこをしっかりと心がけていかなければならんことだもんですから、近隣市町の動向の研究とも併せて、これから支援体制の準備もしていきたいと考えております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 藺田町政の大きな柱というふうに考えますので、積極的な取組を期待いたします。

次の自然環境、地域資源を生かした観光振興について、再質問をさせていただきます。

民話とか伝説というのは、この地域の人たちの物の見方、考え方、戒め等が入っているものであります。以前、教育委員会のほうでも、そこにある例えば弘法水のところに看板を立ててあったような気がしますけれども、現在は多分朽ち果てているような状況であるし、地名には以前、杉山町長るとき、県の補助を受けて阿弥陀堂の下なんかには昔はそこでもひよんどりをやっていたので、そういうものとか、インバウンド客を見込んで外国の方が来るということも見込んで、ハングル語を入れたりした看板が設置されていたわけですが、かなり老朽化をしています。

これを新しい観光資源に、エコティとか観光協会がそういうことをやっているというお話もありましたけれども、そこに行く場所、皆さん御存じだと思うんですが、茶茗館に民話の里川根本町という大きな看板がありますよね。あれでイラストであって場所が書いてありますけれども、地形的に分からない人はどこに行ったらいいか分からないし、道標とか、やはり年間を通じて徐々にそういうところにイラスト、私はそのイラストは子供たちが描いた絵が中川根の昔話とか本川根の昔話の中にあるわけですが、そういうものを使えば著作権の問題も回避できますので、それをイラスト化して看板を設置していく必要があるというふうに考えます。また、それを使ったハイキングとか、特定の観光商品を売り出す、川根本町の魅力を発信する、そのことについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 民話等のことですがけれども、先ほど答弁の中にもありましたように、エコティかわね、観光協会等で昨年においては、徳山地区において、昔話を活用しながら地元探訪ということで行っております。

やはり議員おっしゃるように、そういうチラシ、看板等もございますけれども、まずはやはり地域の方、今エコティでもガイド養成をしておるわけですが、そのような方を育てていただいて、前回、徳山辺りで徳山の地元の方がガイドとなって中心になってやっていただきました。そのような体制をつくる中で、イラストとか看板等を整備していければと思います。なかなか整備するには条件もあると思いますけれども、まずはそのような形でエコティの活動を活用しながら進めていければと考えています。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） この民話伝説というのも、なかなか目に見えないもので、例えばその場所に行って、語り部という「話楽座」というような団体もあるわけですが、そこでお話をされるのと、ほかの場所へ行くのとはまた全然違うし、なぜそこにそういう伝説があるかということもやっぱり考えていく必要があるし、特に私が言いたいのは、こういうものは時間の経過とともになくなってしまうんです。大切な財産だと思うんですが、子供たち、特に小・中学生とかにはやっぱりこういうものを知っていただきたい、そういう思いで提案をさせていただきました。ぜひ、そういうリーダーの養成も必要でしょうが、やはり認知される看板等の設置も並行して検討をしていただければと思います。

次に、南アルプス国立公園の範囲拡大について、町長も東京のほうへ出向かれて、お願いに行ってくださいしています。その中で、やはり環境省のほうも範囲の拡大に伴ってビジターセンターの建設ということも並行して考えていく必要があるという答弁をされていますが、そのビジターセンターの建設、利活用ということについて町の考えを伺います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 国立公園の拡張につきましては、先ほど答弁の中にありましたように、現在令和2年度から調査中ということでございます。令和2年度12月にヒアリングを受けた際には、やはり4年から5年を要するというで聞いております。現在令和3年度、動植物の追加調査、それから現在コロナの影響もありまして、国立公園の利用等の検討もしている状況でおります。

今後、区域の検討をしていく中で、やはり議員おっしゃいますビジターセンターのようなお話もあるかと思えます。やはり区域がどこまで拡張されるのか、町の意向どおりにいくのか、やはり拡張には地権者の問題等も出てくると思えます。そのような中で、今後、調査結果も踏まえた中で、ビジターセンター等につきましては検討していくような形になると思えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 私も今月7日、環境省のほうに出向いていろんな陳情をしてまいりました。ビジターセンターのこともそうですけれども、まだまだ可能性が広がれば広がるほど、

いろいろな施設の可能性もあろうかと思っておりますので、これから先、検討の課題の中で進められていければと思っております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 最後に、原生自然環境保全地域光岳の関係のことについて再質問させていただきます。

原生自然環境保全地域というのが光岳の南西側にあるわけですが、私たちは行ったこともないし、その魅力というものも聞くだけで分かりません。そういう川根本町にとっての宝をそのままにしておくという手はないというふうに思います。

今、そのすばらしさを町内外に知らせる一つの手段として、なかなか登山道等の開発というのは、新しいルートを開けるといのは経費的にも時間的にもかかります。それを開けることによって、自然に対する負荷もかかります。ですので、空中ですばらしさを見る一つの手段として、新しい観光の商品として空中ヘリコプターハイキングですか、カナダでやっているようですが、そういうものを考えている団体もありますので、町のほうでもそういう人々に対する支援、前向きな考え方をもう一度伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ヘリハイキング、物すごい大きい夢で、私も夢を語るのは大好きなものですから、いろいろ思うんですが、この前も十山さん、東海の下請けだったかな、十山さんが私のところへ来たんですけれども、そのときにもいろいろ十山さんの株式会社ですけれども、社長にお話をさせていただいたんですけれども、将来的にヘリを飛ばしていろんなことができるんじゃないですか、そんなことを十山の社長にお話したり夢も語らせてもらったんですけれども、いずれにしても私どもでいろんなことをやるということはなかなか難しいところが、当然提案としては承っておきますけれども、私もいろんな意味合いの中でそうした民間の会社もございますので、いろんな方法の中で、これからヘリ遊覧、いろんなことを考えてやってみたら面白いんじゃないですかというような提案は、いろんな会社の方々にさせていただきますので、ここはまず川根本町がヘリを飛ばすということはなかなかできないと思いますので、その辺の中で私の関係団体の方もおられますし、いろんな夢の中ではこの遊覧、知床なんかもそうなんでしょうけれども、ヘリを飛ばして観光するという。いずれにしても、そういった夢のある観光プランというのは私も大好きですので、いろんな方に紹介しながら、またいろんな方向性見つけられればなと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 行政でやるのはなかなか負担が大きいというふうには感じますけれども、もし民間の方、地域の方がそういうことをやってみようという考え方を持っている方があったとしたら、そういう提案もされている方が実際にいますので、そして自然のすばらしさを熟知している方がそういうことを考えていらっしゃると思いますので、そういう人たちの支援

という面について伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それはいろんな方をまだ全然私も分からないものですから。その時々によっていろんな状況を考えて、また、できれば、そういったことが支援ができれば、そういったことの中でまた考えて、検討をする段階が来れば、そこでまた考えてまいりたいと思います。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 来年、30周年を迎えるという南アルプスユネスコエコパークの情報発信基地であるやまびこの記念式典の中で、そういうことができるものかどうか。

以前、本川根地区のふるさと祭りの中でもヘリコプターの遊覧というのが多分あったと思うんですが、経費は相当かかるんでしょうけれども、川根本町を町内外にPRする、やまびこという資料館のすばらしさをPRするいい機会になるかというふうに思いますが、行政の考え方を伺わせていただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ヘリハイキングについて、先ほど町長からもお話ありましたけれども、民間ということも一つあります。それからヘリハイキングにつきましては、やはり光岳、例えば議員が申します光岳周辺については自然公園法という法的な条件もあります。そういう特別地域であれば、やはり離着陸はできないと、そういう条件もありますので、空中だけでしたらそのようなイベント等でも実施は可能かと思えますけれども、そのような地理的条件、法的条件もありますので、その辺も考慮をしないと実施はできないというような状況であると思えます。

また、先ほど、やまびこ等のイベントという話もありましたが、その辺については、その事業としてどういうふうに取り組むかもひとつあると思えます。それはその中での検討になるのかなとは思いますが、一応ヘリハイキングについては、そのような地理的条件、法的条件もあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） このヘリハイキングについては、カナダのほうでどういうふうに行っているのかよく分かりませんが、確かにあそこに光小屋なんか材料を運んだとき、ヘリコプターで持っていきましたよね。多分ホバリングをしながら資材を落としたりしてはいないかというふうに思うんですが、考え方によっては、ホバリングをしながら人を降ろすことができるのかということが少し疑問だし、国立公園の中にヘリポートを造るということは現実としては考えにくいものですから、だから、樫島を起点とか接岨長島のところを起点とか尾呂久保を起点とかして、大井川鐵道なんかと連携をしながらそういうことも考えていく必要があると思うんですが、少しそういう新しい商品の開発をしながら夢を見ながら川根本町の将来を考えていくということで、最後に御答弁をいただければありがたいと思

います。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議員の夢ある質問ありがとうございます。私も夢プロモーション、先ほど申し上げましたけれども、やはりこの地域における夢はいつまでも追いつけていきたい一人でもありますので、いろんな関係者が来るたびにいろんなお話も聞かせていただき、また議員も議員でいろんな知恵を私に授けていただければ、またいろんな私の夢も膨らみますので、ぜひともまたそういったよい質問をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 議会と行政はよく鈴木町長も言っていましたように、車の両輪であるということで、片方がパンクすればうまくいきませんので、協力し合いながらお互いに緊張感を持って、これからも議論を重ねていきたいと思えます。

これで私の質問は終わります。

○議長（杉山広充君） 以上で中澤莊也君の一般質問を終わります。

全ての一般質問を終わりいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

再開は2時30分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第43号 川根本町環境基本条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定についてを議題といたします。

第1常任委員長から報告を求めます。第1常任委員長、澤西省司君。

○第1常任委員長（澤西省司君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月1日の本会議において、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定についての付託を受け、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和3年12月3日金曜日、午後1時から2時5分まで審査を実施いたしました。審査の場

所は、川根本町役場本庁3階大会議室。出席者は、私を含め第1常任委員会委員6名全員。傍聴者は、第2常任委員会の委員2名と一般の傍聴者2名でした。説明員として、菌田町長、梶山くらし環境課長、中村環境政策室長が出席しました。

審査は、担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書の2ページを御覧ください。では、質疑、答弁の形で進めていきます。

質疑。前文中の、豊かな自然環境は、時代に流されることなく、何も足さず、何も引かず、変わることなく引き継がれてきましたとあるが、現在の本町の現況からして、認識として正しいと言えるか。

答弁。大局的な見地から、この町に生活する中で自然環境を大きく変えることなく引き継いできたという趣旨。また、今後も引き続き守っていく考えを明らかにする序章の部分である。

質疑。今回の条例が指針、基本となるものであるとしたら、具体的な数値等はこの条例で規定する環境基本計画で定めるということでよいか。

答弁。環境基本計画には数値目標も盛り込んでいく。設定に際しては、委員会をつくり、町民や専門家の意見も聞く。

質疑。この条例には拘束力を持たせることはできるのか。

答弁。第16条の規定により、指導や勧告はできる。

質疑。パブリックコメントは必要ないのか。

答弁。パブリックコメント制度実施要綱第3条の町民等に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃に関わる基本となる方針には当たらないと判断した。なお、基本計画策定の際にはパブリックコメントを行う。

以上であります。

質疑の後、討論はなく、採決を起立によって行い、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上、議案第43号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(杉山広充君) まず、原案に対する反対者の発言を許します。

6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 日本共産党の大竹勝子です。議案第43号、川根本町環境基本条例の制定についてに反対する反対討論を行います。

最初にお断りしておきたいと思いますが、私は、この種の条例制定そのものに反対するものではありません。それどころか、なぜこれまでこうした条例が本町になかったのか、そのほうがはるかに信じられないところです。

しかしながら、ここに提案されるような内容の条例をそのまま制定することは、決定的に適切を欠くものと言わざるを得ないと思います。以下、なぜそのように考えるのか、順に述べていきたいと思います。

最初に、形式上の問題ではありますが、目次に続けて、条例によって立つ理論などを明らかにする文章が置かれています。目次の末尾にある附則との表記が、あたかも通常の条文のつくりから言えば、前文に当たる文章の見出しであるかのような体裁になっています。条文を起草した職員の意図は、この冒頭に置かれている文章はやはり前文であって、目次の冒頭に前文とあるので、そのように受け止めてもらえるだろうといった認識だと聞きます。

しかし文面を文字どおりに読めば、大いに誤解の余地があるものと言わざるを得ません。少なくとも、目次と条例本文との間に改行を行い、前文には、誰の目にもその旨が明確になるよう、前文の表題ないし見出しを付すようにすべきです。

次に、前文と思われる一文の冒頭には、「私たちの川根本町は、町域北端の光岳周辺の原生自然環境保全地域を中心とした南アルプスユネスコエコパークの中にあり、豊かな自然環境は時代に流されることなく、何も足さず、何も引かず、変わることなく引き継がれてまいりました」と、町域全体であたかも手つかずの自然が守られているかのような記述が置かれています。

しかしながら、豊かな自然環境が残されている面はあるものの、周知のとおり、町の中心を南北に貫く大井川は、かつては水量の多さから越すに越されぬ大井川と、東海道の中でも難所の一つに数えられていたほどです。それが現在、30年ほど前の水返せ運動の結果、一筋の流れが辛うじて途切れることなくつながっているとはいえ、国内でも屈指の豊富な水量のほとんどは、第二の大井川とも呼ばれる導水管の中を流れており、これ以上考えられないほど利用し尽くされています。

この結果、動植物等の生態系は壊され、土砂の流下が妨げられているため、塩郷堰堤の上流側では河床の上昇が進んで、計画的な搬出を怠れば、高郷地区や千頭地区をはじめ、町内の少なくない地区で浸水被害の危険が高まることは、改めて指摘するまでもありません。しかも、河床は絶え間なく掘り返され、土砂搬出のためのダンプカーが生活道路をひっきりなしに走り回って、子供たちの通学や住民の日常生活に多大な不便と危険をもたらしています。

さらに、町の面積の約9割を占める森林については、戦後の拡大造林政策の下、自然林が無残に伐採されて、広大な杉、ヒノキなどの人工林が広がっています。人工林は、かつて自然に生えていた照葉樹や広葉樹などからなる、いわゆる雑木林に比べて、保水力や斜面の崩壊を防いで国土を保全する機能など圧倒的に劣っており、記録的な豪雨などの際には林床ごと斜面崩壊を起こす例もあちこちで見られます。

また、人工林では下草も生えず、鳥獣の餌になる果実等もできないなど、豊かな生態系を維持する上でも、極めて大きな障害をもたらしています。

さらに言うなら、安定的で清らかな水資源を生み出し、海に注いで豊かな水産資源を育むといった役割もほとんど果たし得ないということが、多くの自然保護に関心を寄せる人々の間でも指摘されています。

こうした実情のどこが「時代に流されることなく、何も足さず、何も引かず、変わることなく引き継がれてきた豊かな環境」でしょうか。こうした認識を冒頭でうたう基本条例を拙速に制定するなら、昔に戻らないにしても、自然を壊す事業活動等を抑え、少しでも豊かな自然の回復を目指そうとする人々は、まさに冷水を浴びせられるような思いを抱くのではないのでしょうか。

前文の末尾は、「川根本町民は、健全で良好な環境を保全し、未来へ継承できる豊かなふるさとを創造することを決意し、この条例を制定します」として、あたかも町内の環境が、単に未来に継承すれば足りる程度に良好に保たれており、回復や改善はそもそも必要ではないかのような記述で結ばれています。しかし、既にる触れたとおり、私たちが日々目にする町内の環境は、意識して保全していくべきところはもちろんありますが、壊された部分を回復させ、真の意味で未来に引き継ぐことのできる豊かな自然を取り戻す取組が、今ほど求められているときはないのではないのでしょうか。前文全体を貫いているような認識からは、こうした取組の必要性はとても見えてきません。

次に、第2条第1号において、環境の保全及び創造の定義として、良好な生活環境を保全すべきこととはうたっているものの、動植物等自然の構成要件については、あくまでも有効活用の対象として捉えていないと取るほかはない表現になっています。現在、国際社会においては、生物多様性の保持がそれ自体として人類に課せられた重要な責務であり、単に利用する側の都合に基づく対応は許されないというのが共通認識となっています。抜本的に表現を改める必要があります。

同じく、第2号では、環境への負荷の定義として、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいうとされていて、これでは実際に環境を保全する上で害になる人間活動はこの定義から外されてしまうということになります。この場合、当然、支障を及ぼす行為並びにそのおそれのある行為といった形にしないと、文字どおりこの条例を解釈したときに、非常に対応に苦慮する事態になりかねません。

こうした問題は、他の条文においても随所に見られ、徹底的な練り直しが避けて通れない

のではないかと私は考えます。

立案した部署ないし担当者の意図とは違うとは信じたいところですが、この条例がこのまま可決され成立してしまうと、条文を練り上げた特定の部署や個人の意図といったものから孤立してしまうものだという避けることのできない宿命を、私たちは肝に銘じなければなりません。この種の条例を定めるということは、それほど重いという認識を、私たちは持たなければならないと思います。本当の意味で、私たちを取り巻く環境を保全し、可能な限り回復させ、未来に向けて引き継いでいくことは、私たちに課せられた重い責務であることは、改めて強調するまでもありません。

しかし、そうであるならばなおさらのこと、この種の条例は、環境の保全や回復に向けて取り組んでいる多くの町内外の人々に事前に諮って知恵を集め、本当の意味で全ての関係する職員が同じ目標に向かって力を合わせる上でよりどころになる条文に仕上げるのが、何よりも重要だと思います。

様々な誤解の余地などを残された条文のまま、本定例会で拙速に可決成立を図ることは、環境問題に真剣に取り組んでいる人を慌たたく落胆させるものになるのではないかということ、私は強く危惧せざるを得ません。

既に、この条例については、第1委員会に差し戻した上、条文の練り直しのため継続審査に付すべきだという趣旨の申入れをさせていただいたところです。

この点については、環境問題に熱心に取り組んでおられる方から、条例のさらなる検討のため、環境町民会議及びパブリックコメントの開催実施をお願いするものですとの賛同の声も寄せていただいているところです。

この上は、一旦この案を否決し、より練り上げたものを再度提案していただく以外にないと思います。ぜひ同僚議員の皆さんにおかれましては、どこに出しても恥ずかしくない立派な条例をつくるために、ここに提案されている条例案については反対の表決をしていただけますよう切に求めて、本案に対する私の反対意見といたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） では、次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。賛成討論をさせていただきます。

大竹議員が指摘するように、前文の言葉にはもう少し配慮も必要だったのかとも考えますが、過去、現状よりも先へと考えてお話をしたいと思います。

前文の解説には、大自然の中で生活している私たちも含め、殊さら慌てて進むことなく、日にちを重ね、何もかも変わることなく、ゆっくり現在、未来へとおおらかにみんなで自然環境対策等を含めて、それぞれの立場から委員会等を利用し、検討し、引き続いてこれからも環境を守っていったらという趣旨と私なりに解釈し、今回の川根本町環境基本条例の前文には特段問題はないのではないかと考えます。

環境問題の重要性をさらに認識し、町、町民、事業者がその責務を自覚して、良好な環境を次世代の町民へ引き継ぐことがもっとも重要なことであると私は考えます。川根本町環境基本条例は、そのための第一歩であり、早急にこの条例を制定することが、将来にわたり町の環境維持に大きく貢献していくと考えております。

よって、私は賛成討論をいたします。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第43号、川根本町環境基本条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、川根本町環境基本条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案書によると、契約金額は4,658万円となっておりますが、入札結果表を閲覧したところ、予定価格は6,135万8,000円となっており、落札率を計算すると76%になります。

この落札率が95%を超えると談合を疑わなければならないと言われてますが、このように予定価格を大きく下回る落札価格になるのも、予定価格の積算が妥当だったのか、設計どおりの工事や品質がきちんと担保されているのかなど、疑問を抱かされます。

そこで、第1点目として、予定価格の積算はどのようにされて行われたのか、具体的にお答えください。

2点目は、このように低い落札額をよしとした理由は何ですか。工事の品質や工程の管理などがどのように担保されるのか伺います。

3点目に、工期が来年10月末までと説明されたと思いますが、このように長期間の工事となる理由、実情を具体的に御説明願います。

以上、素人にも分かるような丁寧な答弁をお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 設計の詳細については、担当課長のほうにまた機会をいただければお答えしたいと思います。土木工事設計については、県等が示されているそれぞれの単価に基づいて、また、設計については状況を設計事業者が判断をした中で設計積算をしたものでございます。

工事契約、予定価格と落札額の対応については、現状においては、指名競争入札においては予定価格の75%を下回った場合は市場価格の調査をするという規定になっております。今回はそこには該当しないという形で、いわゆる落札業者も含めて様々な対応の中でこの金額を出されたというふうに理解をしております。

工事管理につきましては、当然のことながら、担当課を含めて現状管理をしていくというものでございます。

工期につきましては、本工事が災害対応ということも含めましたが、予算のときも説明させていただいております。現場の状況、工法等の関係の中で、この工期を要するといったところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） 工事請負費が4,600万等になって工事は大丈夫かということなんですが、工事の施工に対しましては、各担当が要所要所の工事に対しまして、現場に行ってお会いの下、検査を行い、そこで確認をして行っております。そういうことを踏まえまして妥当だと考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第56号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第57号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(杉山広充君) 日程第4、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 本案については、変更されるべき契約金額が3万4,100円と少ない金額ですが、変更後の額が7,641万9,000円と大きいので、率直に言って極めて少額な変更だと言えますが、それだけに、なぜこのような変更が生じたのか、ちょっと不思議に思います。

全協での説明は、実際に施工を進めた結果、当初の計画に比べて配水管の数量が若干少なくて済んだためというふうなことを言っていたように思うんですけども、この工事は、配水池と配水管を接続するという、あるいは電気系統の配線等であるということで、当初の想像と異なる状況が生じるようなことが考えられたのではないかと思うんですけども、そこで、当初の設計と実際の現場での施工過程でなぜ違いが生じたのか教えてください。

○議長(杉山広充君) くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長(梶山正幸君) 今回の変更につきましては、それこそ全協でも説明させていただきました。あくまでも、施工工事に伴いましての工事の際に基づくものが大きな理由でございます。その中で、今申し上げましたように、配水管等の一部変更と、そういうものも発生したことに伴うものでございます。

全体的に、修繕が幾つか、当然、変更になる箇所はあるんですけども、それをトータルした中での、今回は3万4,100円の減額という形になる状況でございます。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで討論を終わります。

これから議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎日程第5 発議第3号 川根本町議会議員定数等検討特別委員会設置
に関する決議について

○議長(杉山広充君) 日程第5、発議第3号、川根本町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

これから発議第3号、川根本町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、川根本町議会議員定数等検討特別委員会設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

◇

◎委員の選任

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま設置されました川根本町議会議員定数等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、藤田至君、澤西省司君、石山貴美夫君、野口直次君、中澤莊也君の5名を指名したいと思います。

なお、正副議長をオブザーバーといたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会議員定数等検討特別委員会の委員は、藤田至君、澤西省司君、石山貴美夫君、野口直次君、中澤莊也君の5名を選任し、正副議長をオブザーバーとすることに決定いたしました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

ここで暫時休憩といたします。

特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

また、特別委員会終了後、直ちに、議会運営委員会、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控室で行います。関係者は御出席ください。町長、教育長、その他の議員は大会議室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時35分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開かれた特別委員会より、委員長、副委員長の報告がありました。

川根本町議会議員定数等検討特別委員会委員長に、5番、石山貴美夫君、副委員長に、7番、野口直次君が選任されました。

以上、報告をいたします。



◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りします。

ただいま町長から同意案件1件、議案1件が提出されました。

これらを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第3号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第3号追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 同意第6号 副町長の選任について

○議長（杉山広充君） 追加日程第1、同意第6号、副町長の選任についてを議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、同意第6号、副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

私は、副町長人事につきましては、本年10月16日の町長就任以来、検討を重ねてまいりました。山積みする諸問題を解決していく観点から、行政経験が豊富な人材を広範囲に検討してまいりました。

このような中、このほど、県から推薦をいただきました秋元伸哉氏を副町長に選任したいと考え、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

秋元氏は、現在44歳、藤枝市出身で、現在も同市にお住まいであります。県においては、防災情報関係や自治財政・人事関係を務められ、現在、知事直轄組織デジタル戦略局デジタル戦略課主幹兼デジタル戦略班副班長という要職を務められており、将来を嘱望されている方です。今後の行政運営と町の未来を考える上で、私のよき相談相手となり、さらに補佐役として協力いただけるものと確信しており、共によりよい町政を推進していけるものと考えております。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第58号 令和3年度川根本町一般会計補正予算
(第6号)

○議長（杉山広充君） 追加日程第2、議案第58号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第58号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,000万円としたいものです。

今回の補正は、報道等で御承知のことと思いますが、国の事業に基づく子育て世帯への臨時特別給付事業において、国の制度設計が見直され、年内に対象者一人当たり10万円全額の現金支給が可能となったことを受け、当町においては、これに対応すべく、子育て世帯臨時特別給付金を追加上程するものであります。

また、その財源として、同額を国庫補助金として計上するものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、休憩中に大会議室で全員協議会を開催いたします。関係者は御出席お願いいたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時10分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎追加日程第1 同意第6号 副町長の選任について

○議長（杉山広充君） 追加日程第1、同意第6号、副町長の選任についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから同意第6号、副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、同意第6号、副町長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎追加日程第2 議案第58号 令和3年度川根本町一般会計補正予算
（第6号）

○議長（杉山広充君） 追加日程第2、議案第58号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

6番、大竹勝子議員。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹です。

所得制限を外して、あと、児童数で5人という方がいらっしゃるみたいですが、所得制限を外して全員にあげるという気はないですか。50万くらいだから。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） やはり国の上限、そういったことに関して、ちょっとそこは考えていません。

○議長（杉山広充君） いいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第58号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長(杉山広充君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第4回川根本町議会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月17日

議 長 杉 山 広 充

署 名 議 員 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 大 竹 勝 子